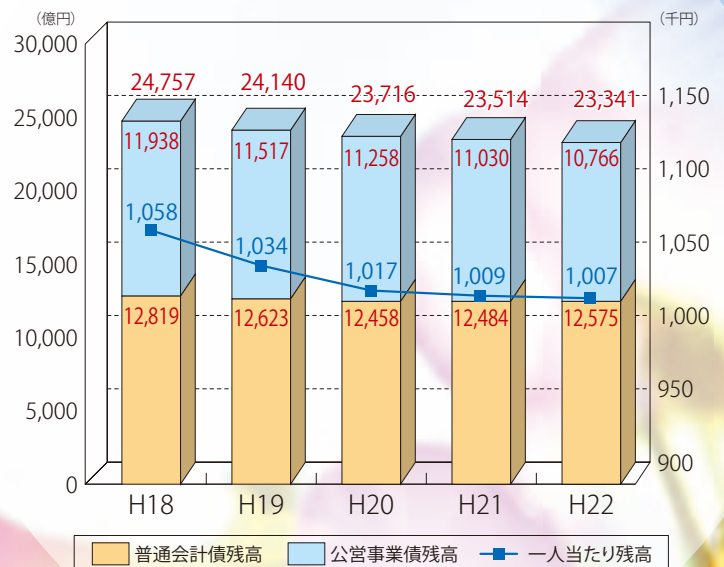


平成22年度決算

目で見る市町村財政

「あなたのまちの明日を考える」

宮城県市町村の地方債残高の現状



宮城県 総務部 市町村課

ホームページアドレス <http://www.pref.miyagi.jp/sichouson/zai1/zai1.htm>

※ホームページからもご覧いただけます。

も く じ

第1部 市町村財政の推移と現状分析

第1章 普通会計	1
1 決算規模・決算収支	1
2 歳入	3
(1) 歳入構造	3
(2) 自主財源と依存財源	5
(3) 市町村税の収入実績	6
(4) 地方交付税の概要	8
3 歳出	10
(1) 歳出構造	10
(2) 経費別決算額の推移	12
4 財政構造	14
(1) 経常収支比率の状況	14
(2) 実質公債費比率の状況	15
(3) 将来負担比率の状況	15
(4) 財政力指数の状況	16
(5) 将来にわたる財政負担の推移	17
5 年度間の財源調整	18
(1) 基金の状況	18
(2) 積立金現在高比率	19
第2章 公営企業会計	20
第3章 地方公共団体財政健全化法	24
第2部 市町村ごとの財政指標	26
◆健全化判断比率等算定式	30

第1部 市町村財政の推移と現状分析

第1章 普通会計

1 決算規模・決算収支

平成22年度の県内市町村の普通会計決算額は、歳入が9,509.6億円、歳出が9,136.3億円で、歳入・歳出ともに3年ぶりの減少となりました。

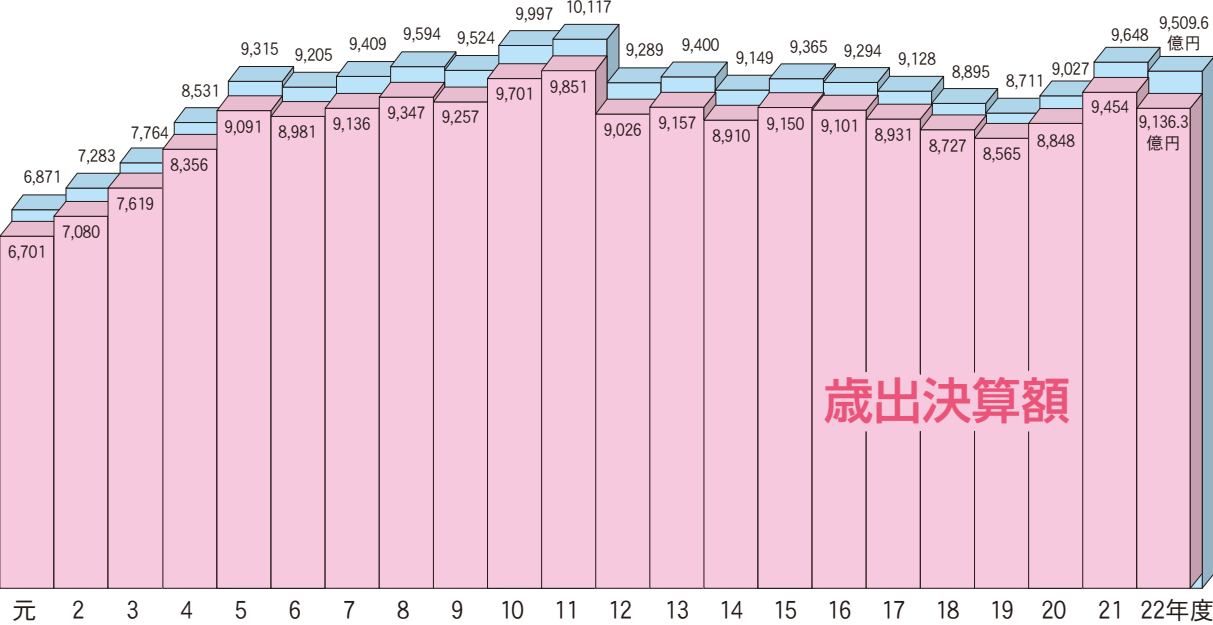
実質収支は179.7億円の黒字となり、6年連続で赤字の団体はありませんでした。

単年度収支は53.0億円の黒字となり、赤字団体は35団体中9団体（前年度は12団体）でした。

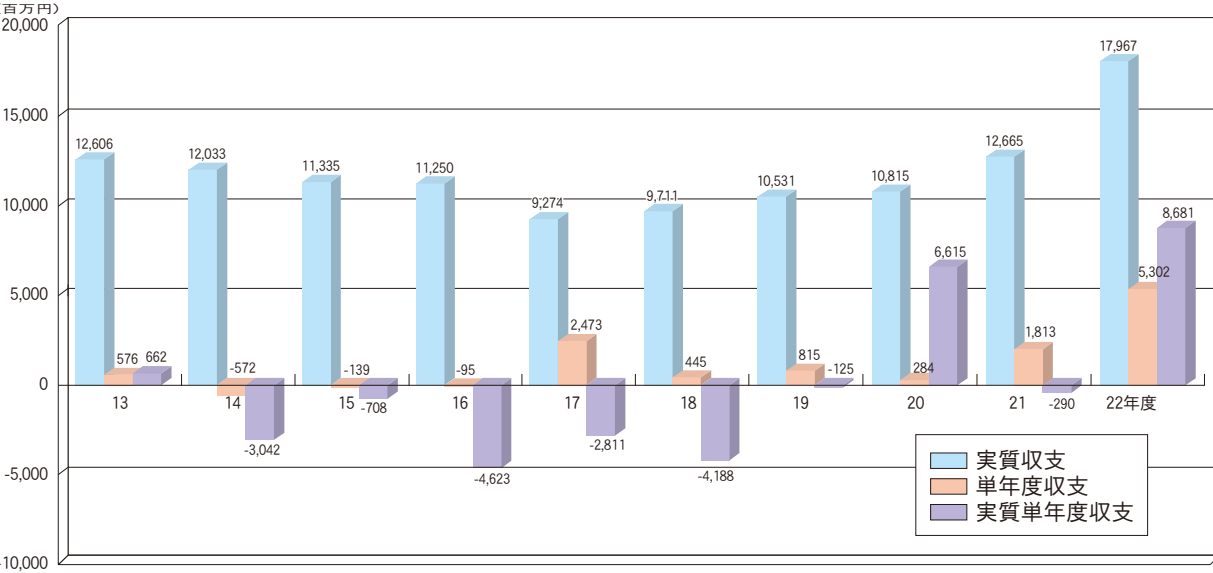
実質単年度収支は、86.8億円の黒字となり、赤字団体は35団体中11団体（前年度は16団体）でした。

歳入歳出決算額の推移

歳入決算額



決算収支の推移



市町村別普通会計決算収支の状況

平成22年度

(単位：百万円)

市町村名	歳入総額	歳出総額	形式収支	実質収支	単年度収支	実質単年度収支
仙台市	410,827	399,388	11,439	1,247	460	1,026
石巻市	68,112	66,667	1,444	1,155	382	1,602
塩竈市	22,194	21,592	602	486	79	▲ 80
気仙沼市	29,886	28,089	1,797	1,480	695	277
白石市	15,019	14,446	573	499	104	197
名取市	24,434	23,329	1,105	799	406	▲ 53
角田市	12,621	11,907	714	456	235	243
多賀城市	20,165	19,428	737	102	▲ 57	▲ 40
岩沼市	16,094	15,114	980	838	326	▲ 78
登米市	44,749	42,235	2,515	1,533	236	▲ 266
栗原市	46,667	44,424	2,243	1,191	122	2,002
東松島市	15,984	15,329	654	508	287	259
大崎市	57,945	55,113	2,832	2,567	1,889	2,432
市計	784,698	757,062	27,636	12,862	5,164	7,520
蔵王町	5,668	5,437	230	178	6	7
七ヶ宿町	2,456	2,334	121	74	13	209
大河原町	7,310	7,018	292	268	44	231
村田町	5,781	5,468	314	176	13	119
柴田町	12,081	11,716	365	121	61	87
川崎町	5,033	4,677	356	188	▲ 22	▲ 21
丸森町	8,041	7,693	348	138	▲ 217	▲ 35
亘理町	10,353	9,843	511	274	▲ 99	6
山元町	6,114	5,486	629	580	352	15
松島町	5,958	5,660	299	245	54	282
七ヶ浜町	5,756	5,468	289	208	21	121
利府町	9,762	9,366	395	253	95	▲ 53
大和町	9,071	8,686	385	115	▲ 134	▲ 153
大郷町	4,386	3,900	486	223	45	9
富谷町	12,270	10,563	1,707	209	▲ 383	▲ 627
大衡村	4,544	4,170	375	179	▲ 76	▲ 267
色麻町	4,144	3,860	284	165	63	95
加美町	13,986	13,111	875	680	260	452
涌谷町	6,942	6,740	202	155	30	161
美里町	11,811	11,326	485	295	97	150
女川町	6,154	5,873	281	162	▲ 64	322
南三陸町	8,640	8,177	464	217	▲ 19	52
町村計	166,263	156,571	9,692	5,105	138	1,161
県計(仙台市含)	950,961	913,633	37,328	17,967	5,302	8,681
県計(仙台市除)	540,134	514,245	25,890	16,719	4,841	7,655

※上表は端数処理により、合計と一致しない場合があります。

普通会計

市町村など地方公共団体の会計は、一般会計と特別会計に区分経理されていますが、各団体の会計区分は一律ではないため、一般行政部門を普通会計として整理しています。この他の会計には、その収支を一般会計とは分けて経理する必要がある場合に設けられる会計で、各種の公営企業会計や国民健康保険事業会計、老人保健医療事業会計、後期高齢者医療事業会計、介護保険事業会計などがあります。

用語解説

形式収支

歳入から歳出を差し引いた額をいいます。

実質収支

その年度の決算で、収支が赤字か黒字かを見るための指標で、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源(事業の繰越によって来年度に確保すべき財源など)を差し引いた額をいいます。

単年度収支

実質収支には、その年度以前から累積された赤字や黒字の要素が含まれています。したがって、その年度の収支の赤字・黒字を判別するためには、その年度の実質収支から、前年度の実質収支を差し引いた額を算出する必要があり、この数値を単年度収支といいます。

実質単年度収支

単年度収支には、長期的に見て、実質的な黒字要素・赤字要素となる支出・収入が含まれています。例えば財政調整基金という基金への繰出しは将来の赤字に備えて積立を行うもので、その年度では支出となりますが、後年度で取り崩せば収入となります。また、地方債の繰上償還は償還を行うその年度において、単年度としては大きな支出になりますが、後々の地方債償還に係る利息を削減することができるなど、長期的には支出を削減する効果があります。これらの要素がなかったと仮定して算出した収支を実質単年度収支といいます。

実際の算定にあたっては、単年度収支に、財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額を加え、財政調整基金の取崩し額を差し引いた額となります。

2 歳 入

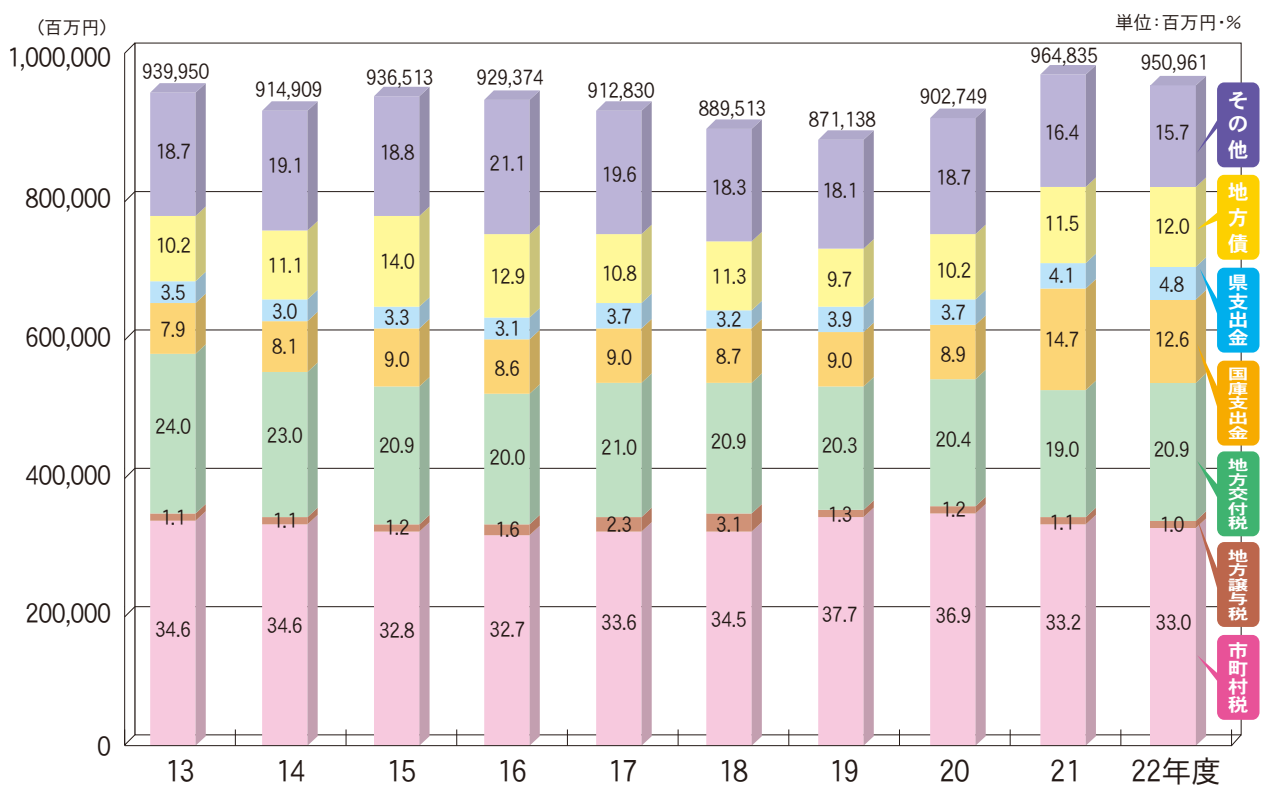
(1) 歳入構造

平成22年度の歳入は9,509.6億円で、前年度に対して138.7億円（1.4%）の減少となりました。歳入が減少した原因については、地方交付税や地方債などの増加額に比べ、地方税や国庫支出金などの減少額が大きかったことがあげられます。

地方交付税については、前年度と比較して、普通交付税が140.8億円（8.4%）増加、特別交付税が10.6億円（6.6%）増加し、全体で151.4億円（8.2%）の増加となりました。また、地方債については、臨時財政対策債の増加により、前年度と比較して33.9億円（3.1%）の増加となりました。

一方、地方税については、市町村民税が減少したことにより、前年度と比較して60.1億円（1.9%）の減少となりました。また、国庫支出金については、普通建設事業費の減少や定額給付金給付事業の終了などにより、前年度と比較して223.4億円（15.7%）の減少となりました。

歳入構成比の推移



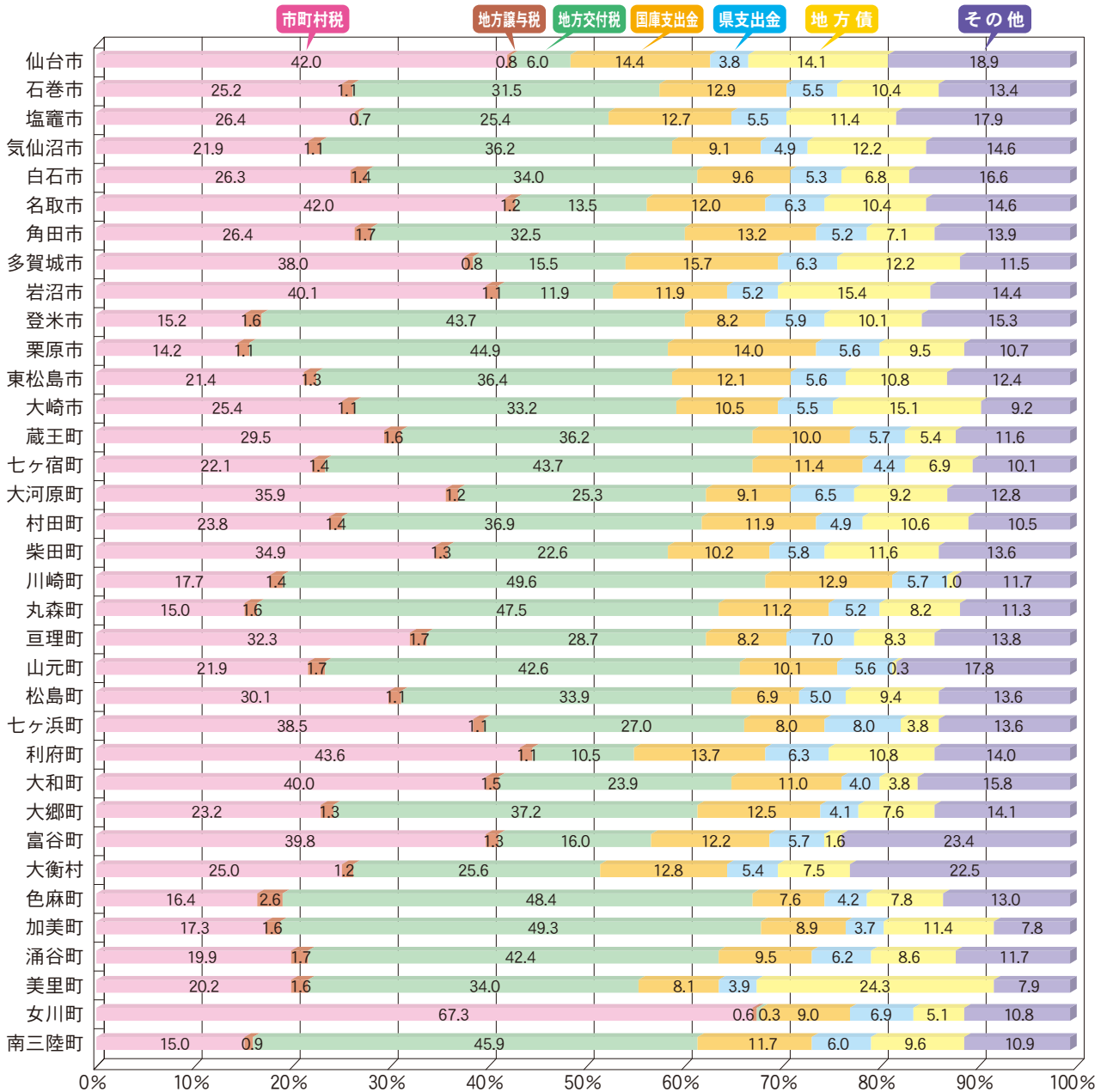
用語解説

地方税 地方公共団体が仕事を進めていくために根本になる財源で、その地域に暮らし、活動し、消費している個人や法人が負担しているものです。地方税には都道府県が課税する都道府県税と市町村が課税する市町村民税があります。

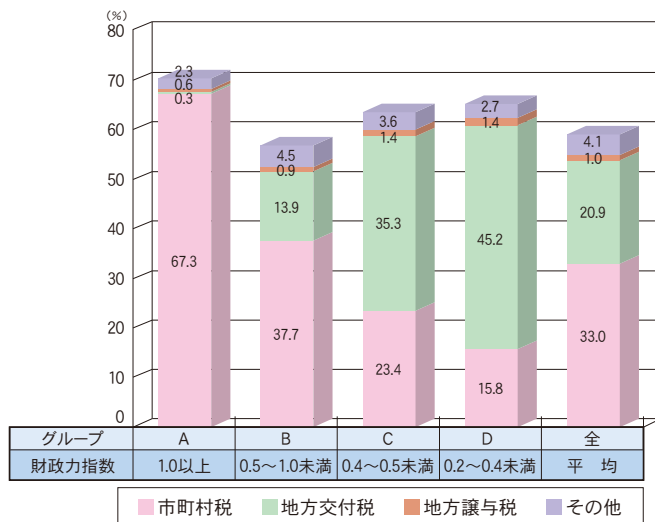
地方交付税 地方税は、地域によって人口や経済力に差があるため、どの地域も同じように得られるとは限りません。一方で、例えば生活保護などは、地域の経済力に差があっても日本全国各地でも同じ内容でなければなりません。このように、一定の行政水準を保つため、地域ごとの税収の違いを補てんする地方交付税という制度があります。いわば、国による税の再配分の性格を持っており、国税のうち、所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税のそれぞれ一定割合を財源としています。交付税には、一定の算式により交付される「普通交付税」と、災害など特別の財政事情に応じて交付される「特別交付税」の2つがあります。

地方債 地方公共団体が、必要とする資金を外部から調達するために負担する債務で、その返済が単年度でなく、複数年度にわたり行われるものです。

市町村別歳入構成比（平成22年度）



歳入のうち一般財源の構成割合（平成22年度）



※財政力指数については、P16を参照してください。

◎グループ別の該当団体

- A 女川町
- B 仙台市・石巻市・塩竈市・名取市
多賀城市・岩沼市・大崎市・大河原町
柴田町・亶理町・松島町・七ヶ浜町
利府町・大和町・富谷町・大衡村
- C 気仙沼市・白石市・角田市・東松島市
蔵王町・村田町・大郷町・美里町
- D 登米市・栗原市・七ヶ浜町・川崎町
丸森町・山元町・色麻町・加美町
涌谷町・南三陸町

(2) 自主財源と依存財源

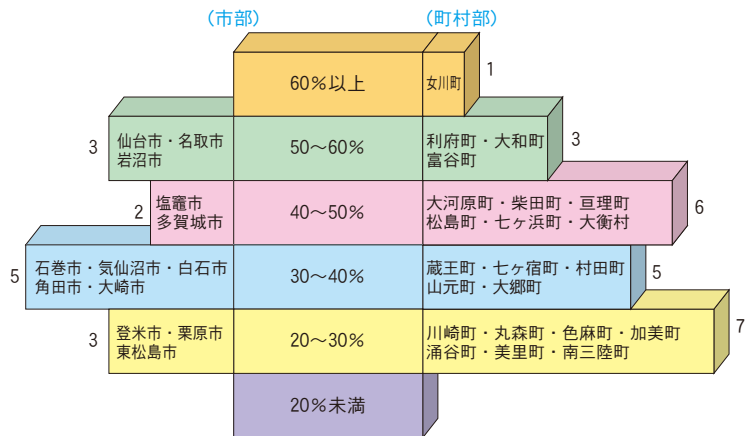
市町村の財源は、自主財源（地方税など自主的に収入する財源）と依存財源（地方交付税など、国又は都道府県から交付される収入）に分けられ、自主財源の多寡は市町村の財政運営の自主性、安定性に影響を与えます。

自主財源が財源全体に占める割合は、前年度より1.0ポイント減少し44.5%となりました。これは地方税や繰入金が増加したこと等によるものです。

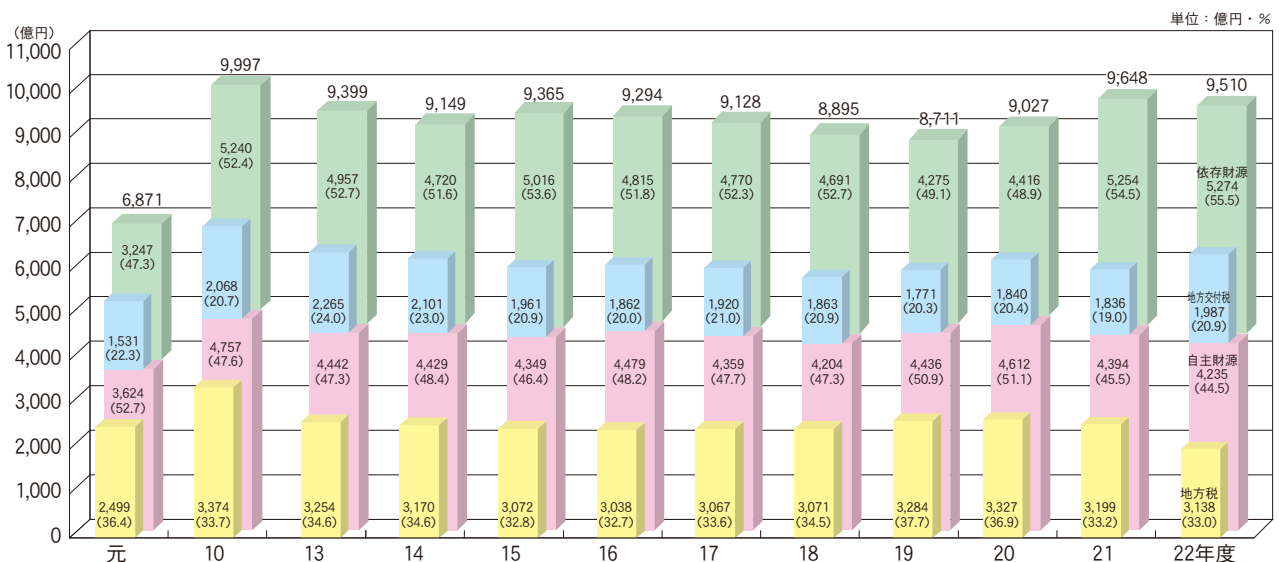
自主財源

地方税、分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入

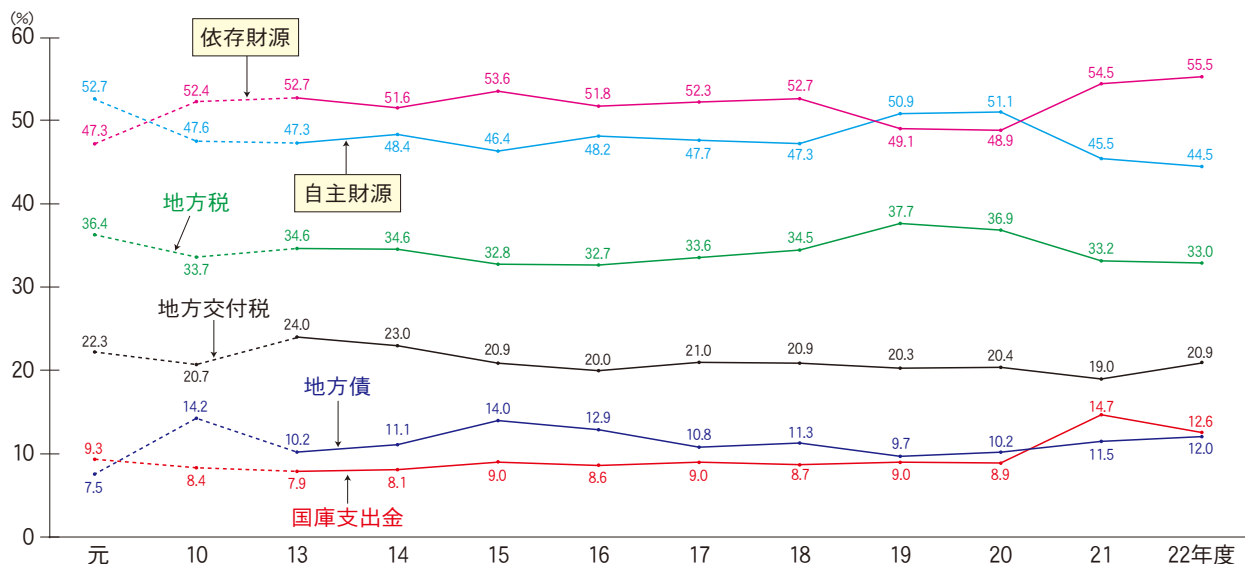
自主財源の割合別団体数（平成22年度）



歳入決算額の推移



自主財源・依存財源の割合の推移



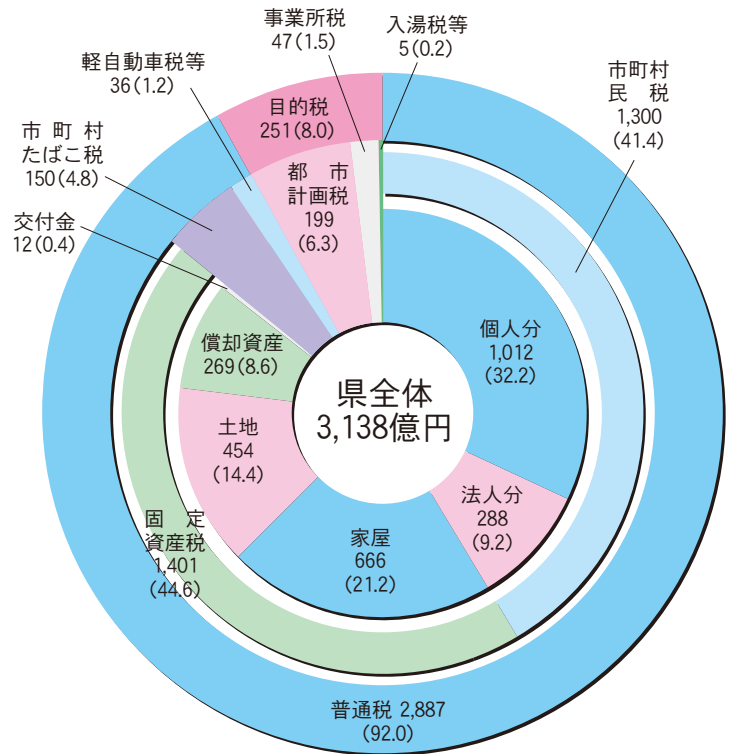
(3) 市町村税の収入実績

平成22年度の市町村税収入済額は、3,138.4億円と前年度から1.9%減少しました。

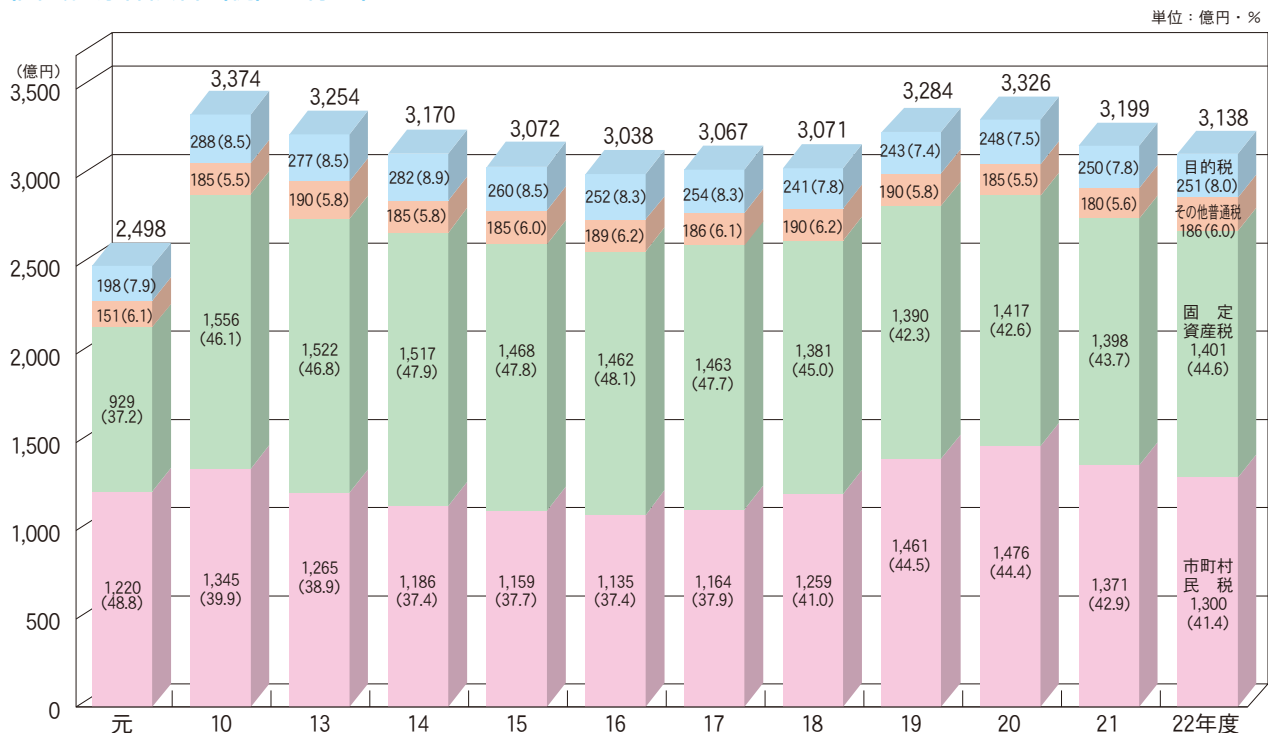
税目別に見ると、市町村民税は前年度比5.2%減の1,300.2億円で構成割合41.4%となりました。これは、市町村民税所得割が、前年の所得に課税されるため、平成21年の景気低迷が影響し、前年度から7.3%下回ったことによるものです。固定資産税は前年度比0.2%増の1,401億円で構成割合44.6%となりました。

目的税については、入湯税（構成割合0.2%）が前年度比3.3%減、事業所税（構成割合1.5%）が前年度比1.0%減となり、都市計画税（構成割合6.3%）が前年度比1.4%増となっています。

市町村税収入済額の構成（平成22年度）
（国民健康保険料（税）を除く）



市町村税収入済額（税目別）の推移
（国民健康保険料（税）を除く）

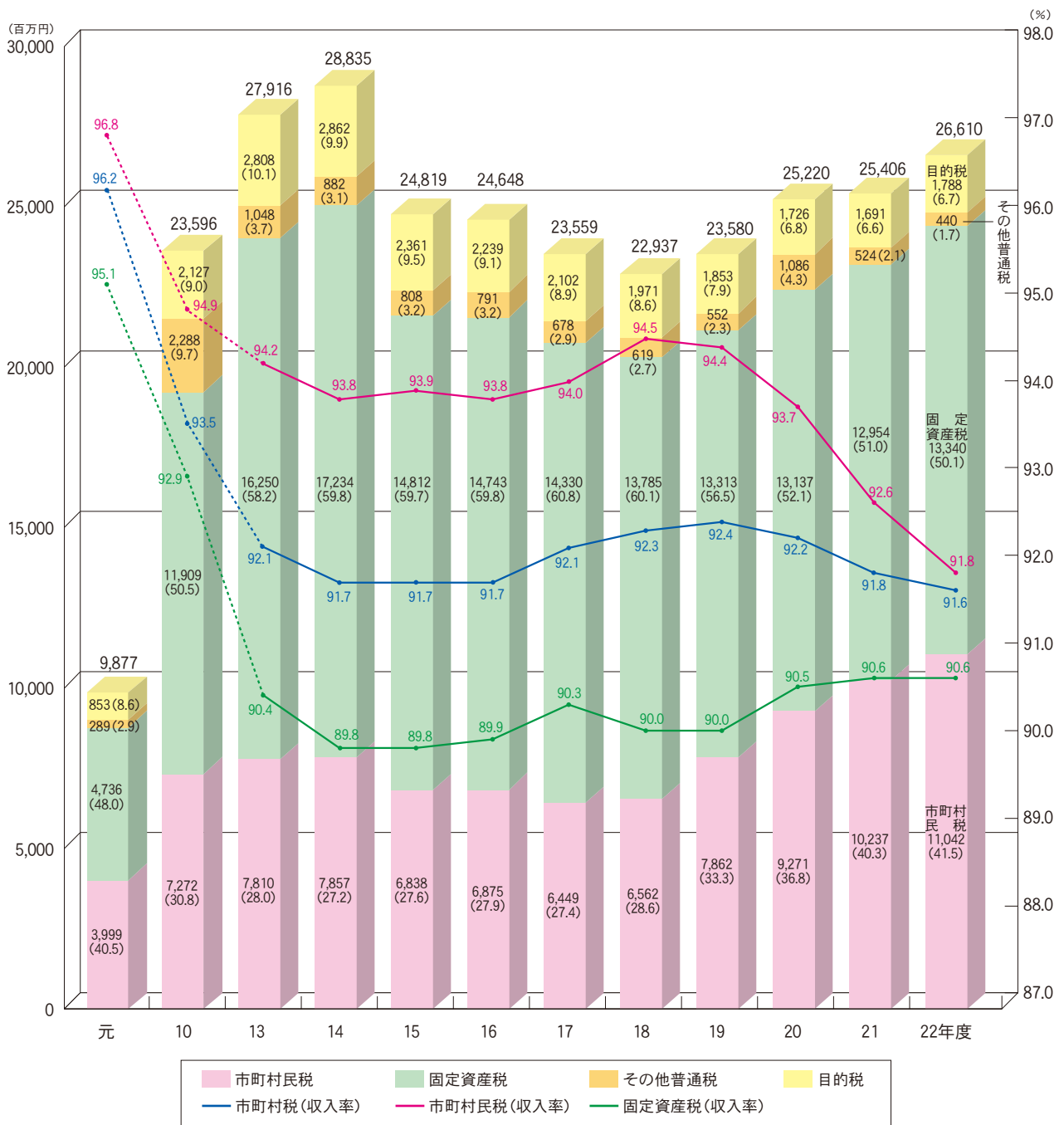


収入率は、県全体で91.6%（前年度91.8%）と前年度より0.2ポイント下回りました。各市町村別の状況については、前年度の収入率を上回った市町村は35団体中10団体（前年度35団体中8団体）で、残りの25団体は前年度の収入率を下回りました。

主な税目別の収入率は、市町村民税は91.8%（前年度92.6%）で前年度を0.8ポイント下回り、固定資産税は90.6%（前年度90.6%）で同率でした。

次年度に繰越される収入未済額は、266.1億円と前年度から12億円（4.7%）の増加となり、国から地方への税源移譲の影響を受けて平成19年度以降増加傾向にあります。

次年度への繰越収入未済額と収入率の推移 （国民健康保険料（税）を除く）



※平成14年度から平成15年度にかけて「収入未済額」が激変しているのは、算出方法の見直しによるものです。

平成14年度まで：「収入未済額」＝「調定済額」－「収入済額」

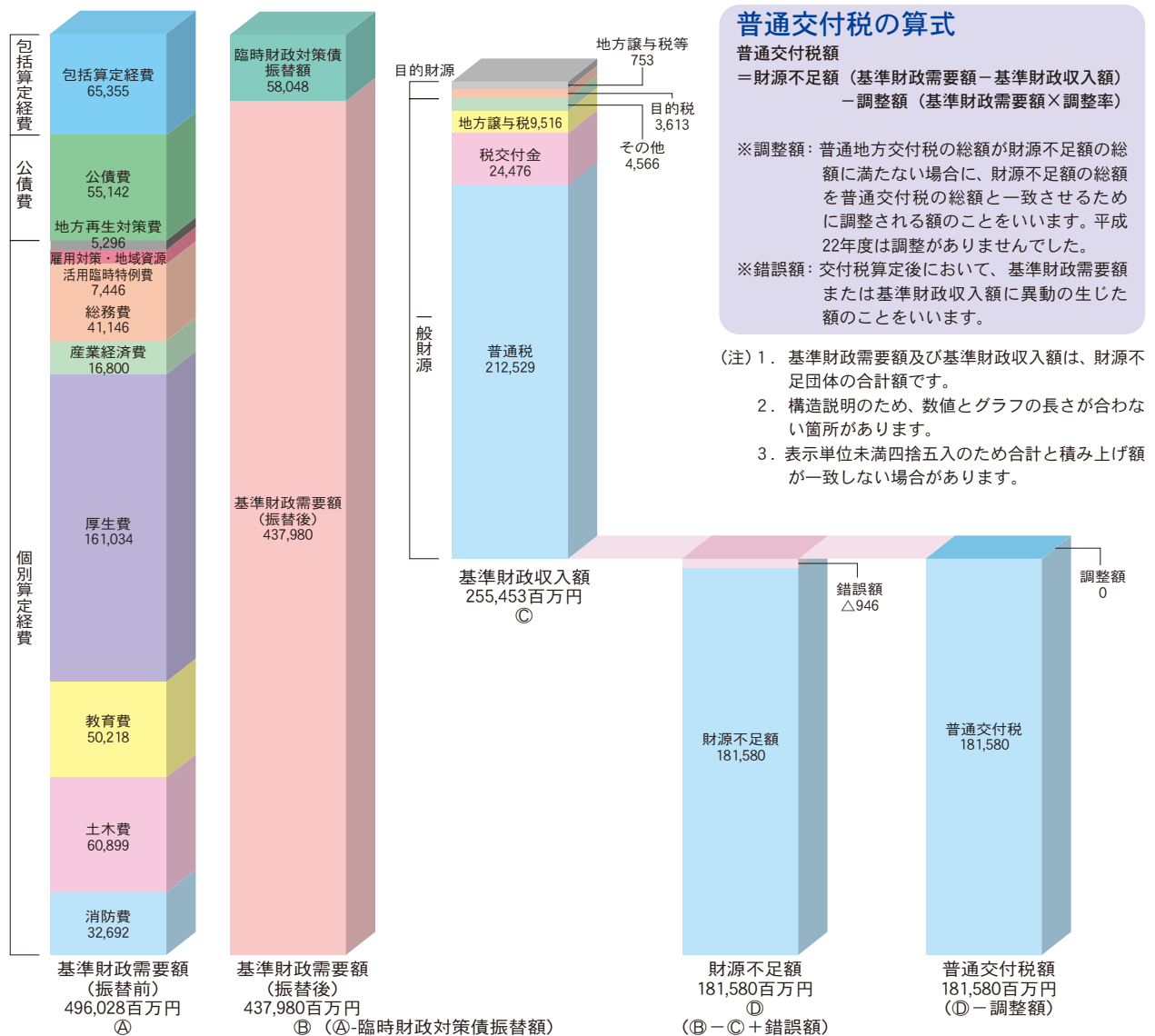
平成15年度から：「収入未済額」＝「調定済額」－「収入済額」＋「還付未済額」－「不納欠損額」

(4) 地方交付税の概要

地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む住民にも標準的な行政サービスや基本的な社会資本が提供できるように財源を保障するためのもので、一定の基準により、国税の一定割合を国が交付する税です。

本来、地方自治の観点からは、行政活動に必要な財源はそれぞれの地方公共団体はその住民から徴収した地方税で賄うのが理想ですが、税源の地域的なアンバランスがあり、多くの地方公共団体が必要な税収を確保できません。そこで、本来地方の税収入とすべき財源を国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分しています。つまり、地方交付税は「国が地方に代わって徴収する地方税」といえます。

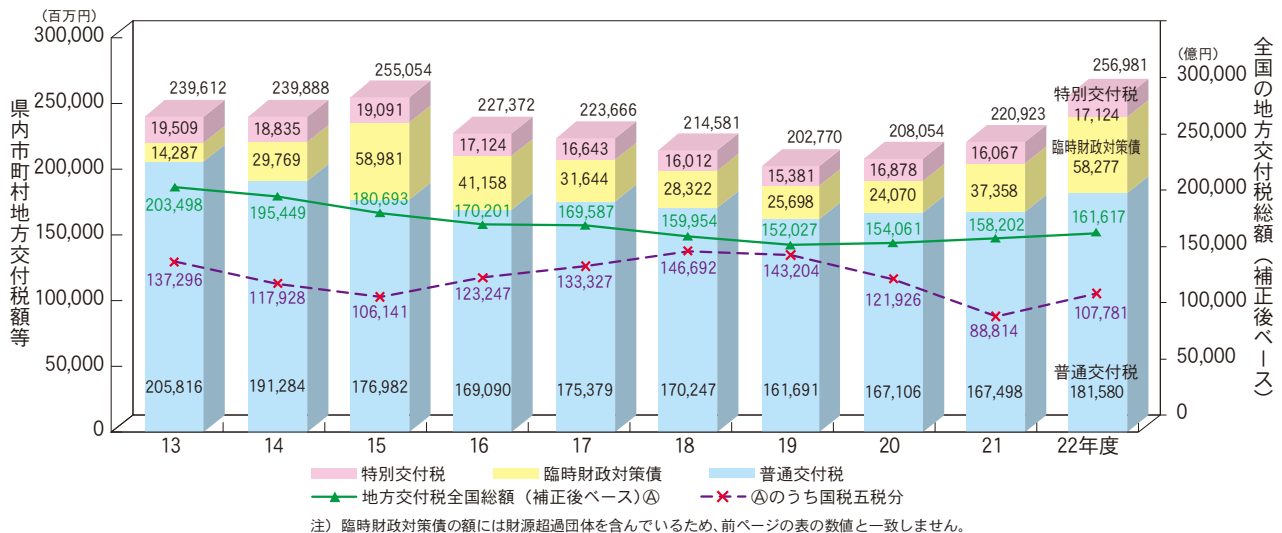
平成22年度県内市町村普通交付税算定結果（財源超過団体除く）



用語解説

- 基準財政需要額** 各地方公共団体が合理的、妥当な水準の行政を行うための財政需要を一定の方法によって算定した額です。
- 基準財政収入額** 地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な常態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定した額です。標準税率で算定した地方税等の収入見込額のうち、75%の額とされています。
- 臨時財政対策債** 地方の財源不足を埋めるため、平成13年度から地方財政法第5条の特例として発行されている地方債のことです。各地方公共団体の基準財政需要額を基本として団体毎に発行可能額を理論的に算出し、基準財政需要額の一部が臨時財政対策債発行可能額に振り替えられています。なお、臨時財政対策債に係る元利償還金相当額は、後年度の基準財政需要額に全額算入されることになっています。

県内市町村の地方交付税額等及び全国の地方交付税総額の推移



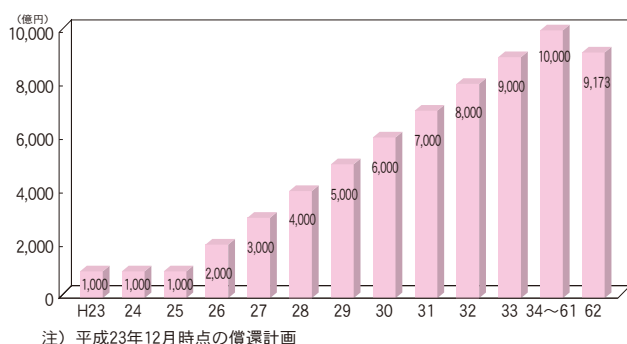
全国の地方交付税総額については、平成13年度から地方が自ら臨時財政対策債を発行し、資金を借り入れる方法に変更したことにより減少に転じており、また、平成16年度からは三位一体改革等に伴い地方税収が増加し、地方交付税総額はさらに減少しました。その結果、地方税収等の地域間格差が顕在化したことから、平成20年度からは地方再生のための財源確保の観点から創設した「地方再生対策費」等により地方交付税総額は増加に転じ、また、平成22年度には「雇用対策・地域資源活用臨時特例費」の創設等によりさらに増加しています。

●地方交付税を取り巻く現状

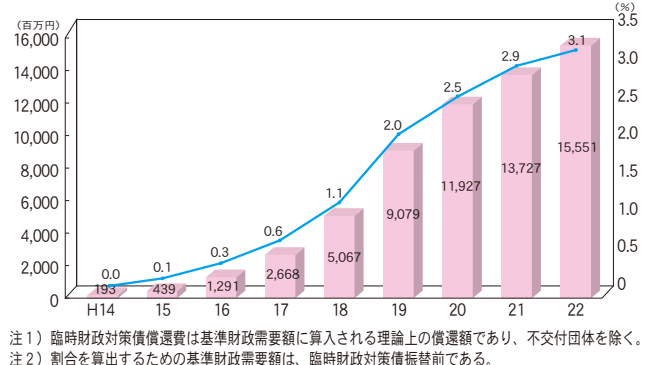
これまで地方交付税総額を確保するために借り入れてきた交付税特別会計借入金については、地方負担分が平成22年度末で33.6兆円に及び、平成62年度までに計画的に償還していくこととなっている（平成23年12月時点）ほか、毎年度4,000億円を上回る利払いも発生している状況です。一方、臨時財政対策債については、元利償還金が年々増加しており、県内市町村の平成22年度元利償還金は156億円に達しています。

これらの償還は将来の地方交付税に確実に影響を及ぼすことになり、歳入全体に占める交付税の割合の高い市町村にとっては、今後の財政運営に十分注意していく必要があります。

交付税特別会計借入金(地方負担分)の償還計画



県内市町村の臨時財政対策債償還費の推移と基準財政需要額に占める割合



用語解説

地方再生対策費 地方と都市の格差を解消するため創設されたもので、地方再生に取り組む経費として財政状況の厳しい条件不利地域などに重点的に配分されました。平成22年度総額は、4,000億円(道府県1,500億円、市町村2,500億円)となっています。

雇用対策・地域資源活用臨時特例費 雇用対策や、地域資源を活用し、地域の自給力と創富力を高め、持続的な地域経営を目指す緑の分権改革の芽出しとしての取り組みなど、「人」を大切にす施策を地域の実情に応じて実施できるよう創設されたものです。平成22年度総額は、7,118億円(道府県3,560億円、市町村3,558億円)となっています。

交付税特別会計借入金 これまで地方交付税総額を確保するため、交付税特別会計を通じて旧資金運用部や民間金融機関等から借り入れを行っていましたが、平成19年度から新規借入を廃止しています。なお、借入金のうち地方負担分については、平成18年度から償還を開始することとしていましたが、総額確保のため平成19年度から償還の繰り延べを行っています。

3 歳 出

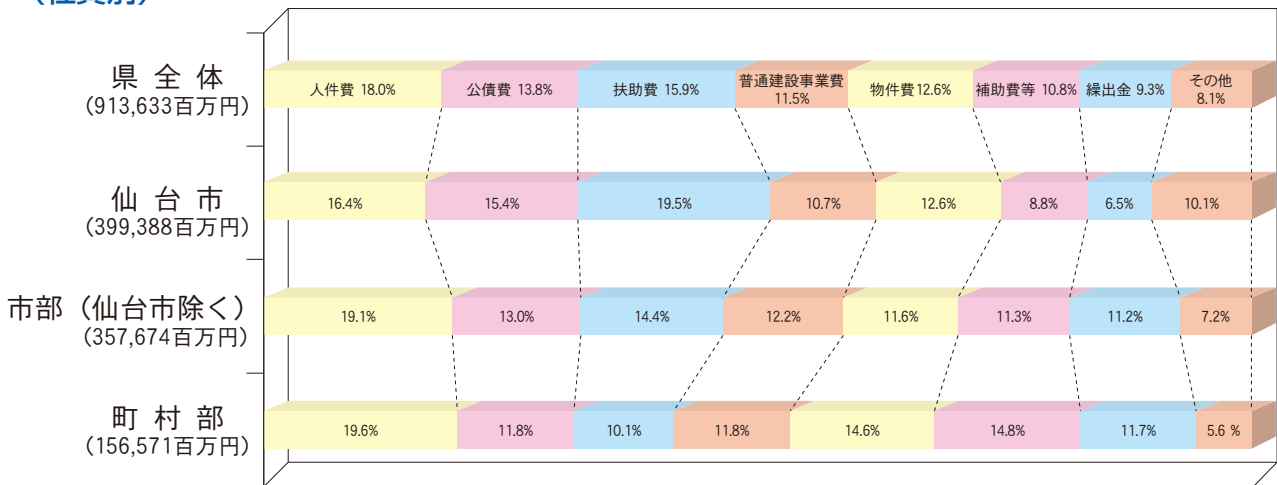
(1) 歳出構造

平成22年度の歳出は9,136.3億円で、前年度に対して317.7億円(3.4%)の減少となりました。

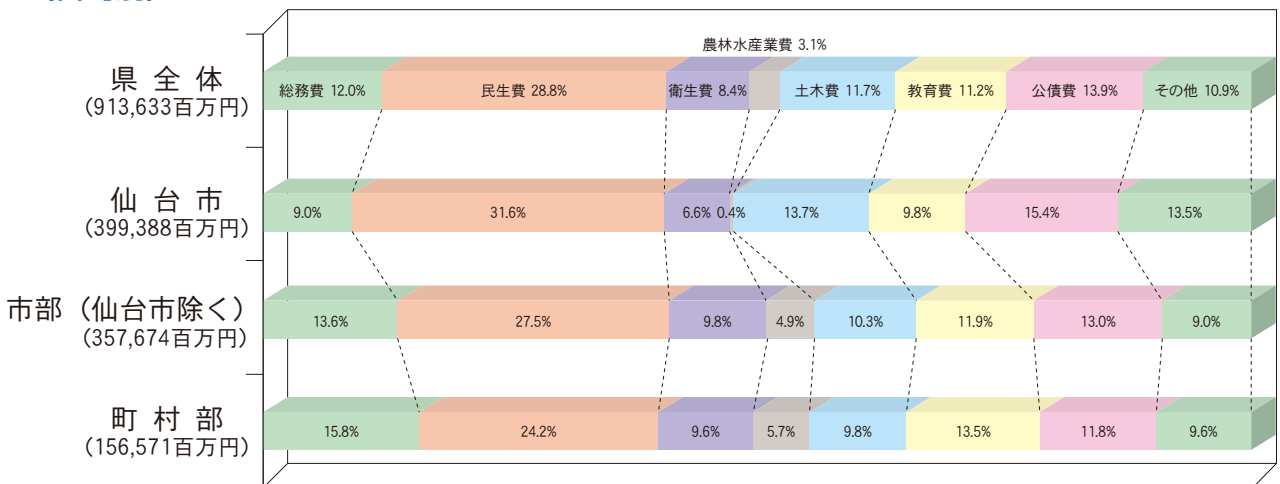
地方公共団体の歳出構造を分類する方法には、歳出を経済的性質に分類した「性質別分類」と、歳出を行政目的により分類した「目的別分類」があり、それぞれ以下のグラフのとおりとなっています。

歳出決算の構造 (平成22年度)

(性質別)



(目的別)

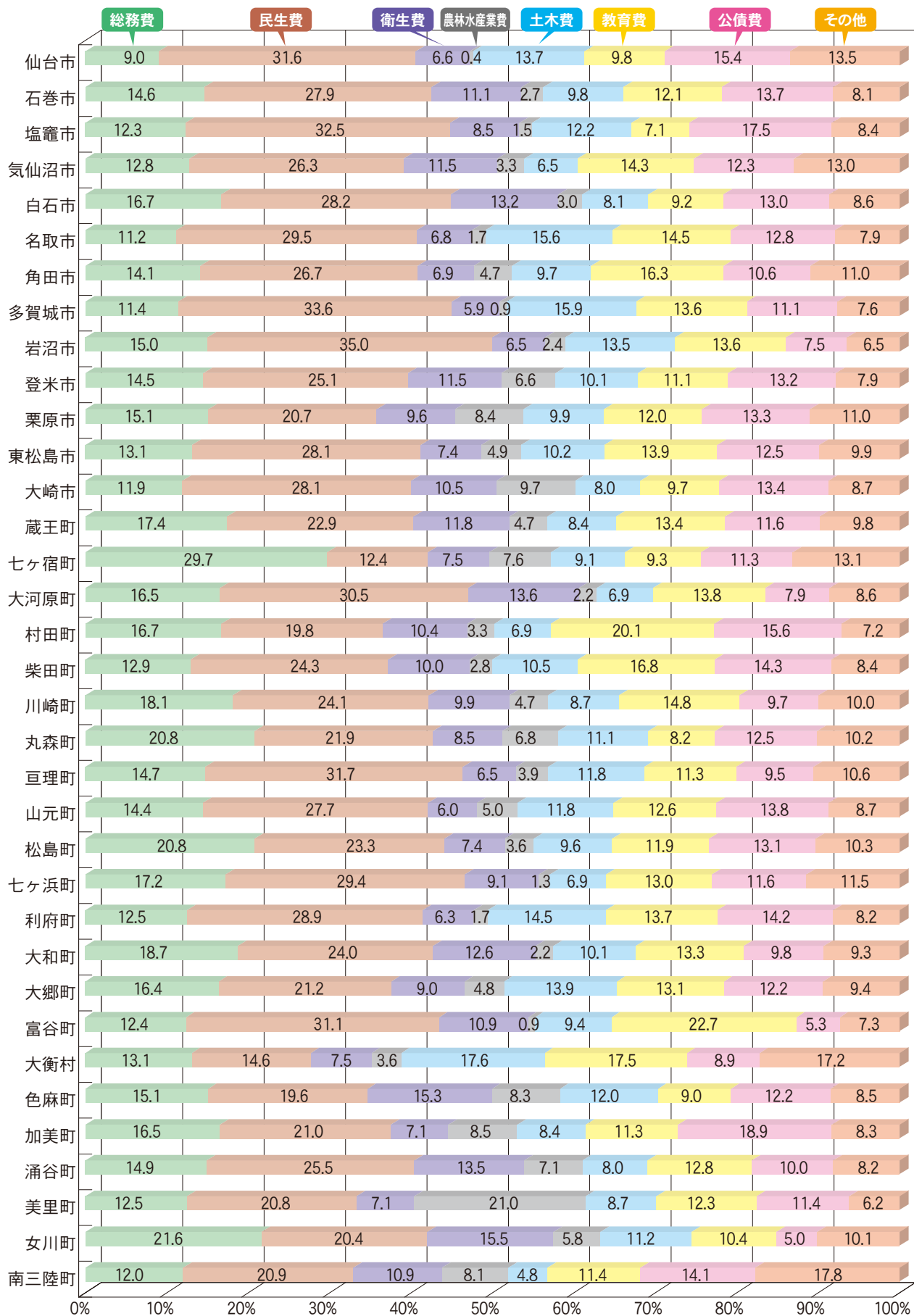


用語解説

性質別分類 歳出を経済的性質によって、人件費、普通建設事業費、物件費など、予算や決算の区分である節を基準として分類したものです。また、経費を「義務的経費」「投資的経費」「その他の経費」に分類することによって、財政の健全性、弾力性を測定することができます。

目的別分類 歳出をその行政目的によって、総務費、民生費、土木費、教育費など、予算や決算の区分である款及び項を基準として分類したものです。

市町村別目的別歳出構成比（平成22年度）

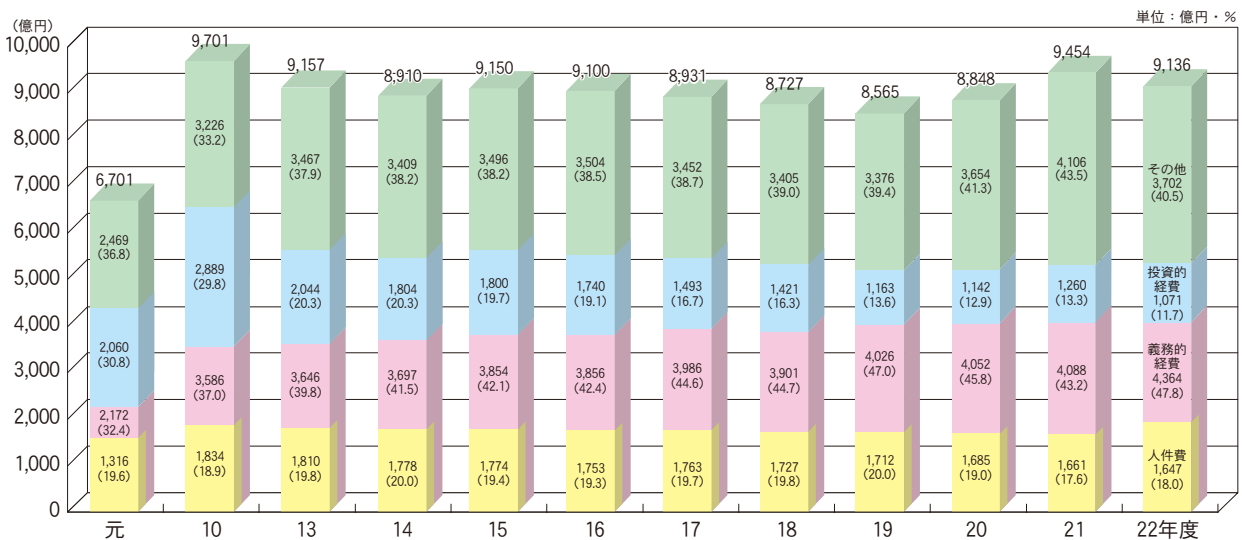


(2) 経費別決算額の推移

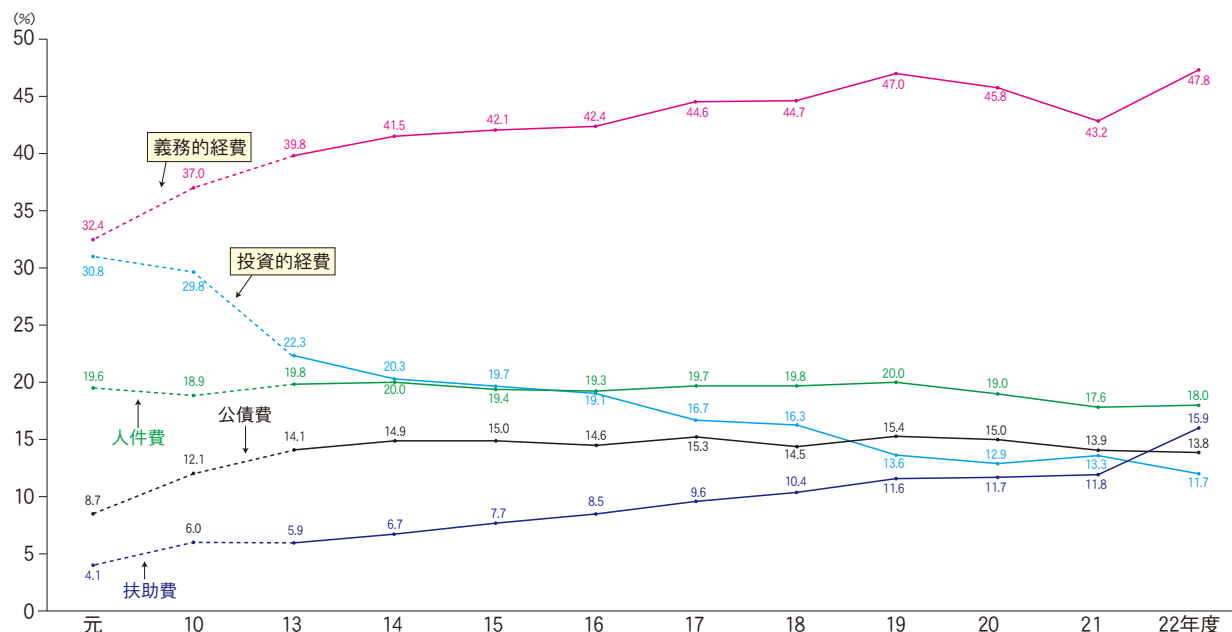
義務的経費は、前年度と比較して6.8%増の4,363.9億円で、歳出総額に占める割合は47.8%となりました。内訳としては、人件費が集中改革プランに基づく退職者不補充などの職員数削減により、前年度と比較して0.9%の減、扶助費が子ども手当制度の創設により、前年度と比較して30.6%の増、公債費が前年度と比較して3.8%の減となりました。

投資的経費は、前年度と比較して15.0%減の1,070.9億円、歳出総額に占める割合は11.7%となりました。内訳としては、補助普通建設事業が0.9%減、単独普通建設事業が20.3%減、普通建設事業費全体では前年度と比較して14.8%の減、災害復旧事業費が前年度と比較して22.9%の減となりました。

歳出決算額の推移



義務的経費・投資的経費の割合の推移



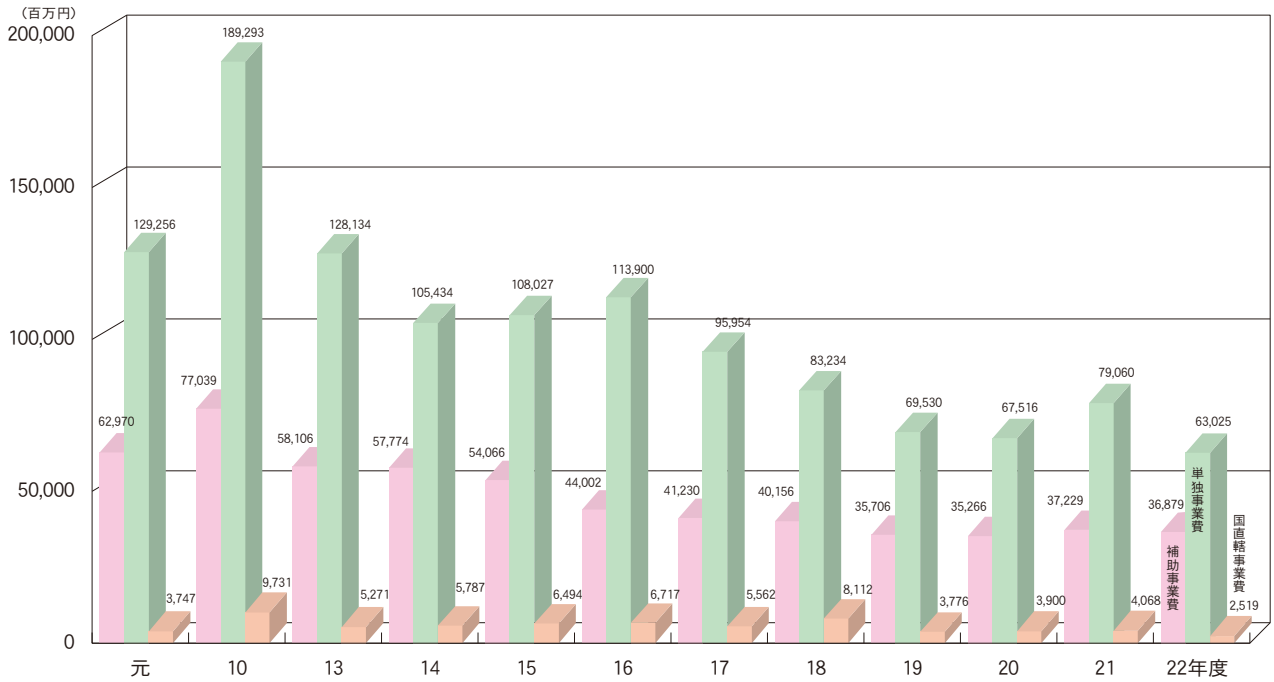
用語解説

義務的経費 人件費、扶助費、公債費が該当します。支出が義務づけられているため、任意に節減できない極めて硬直性の高い経費です。

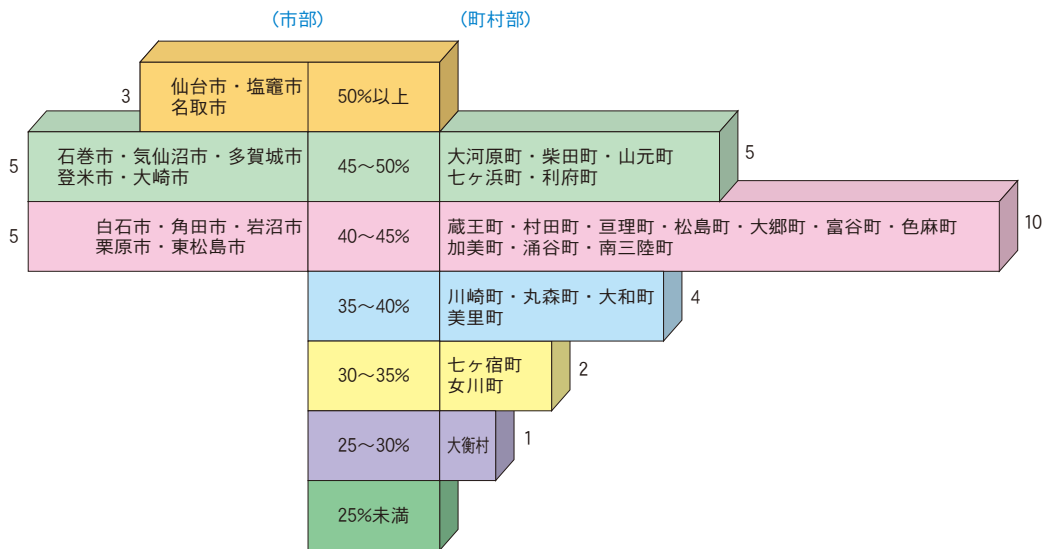
投資的経費 普通建設事業費、災害復旧事業費等で、その支出の効果が資本形成に向けられる経費です。義務的経費に対して、この経費の割合が高いほど、財政構造は弾力性が高いといえます。

普通建設事業費 道路、橋りょう、学校、庁舎等公共用又は公用施設の新増設等に要する投資的経費のことです。

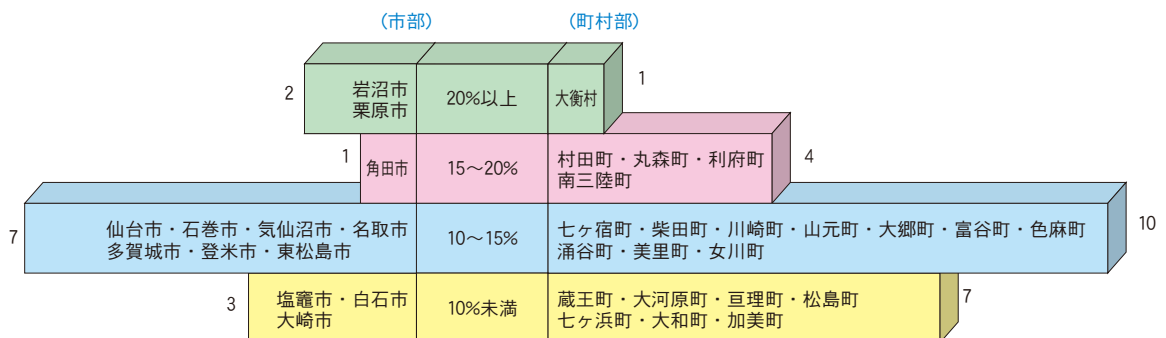
普通建設事業費の内訳の推移



義務的経費の割合別団体数 (平成22年度)



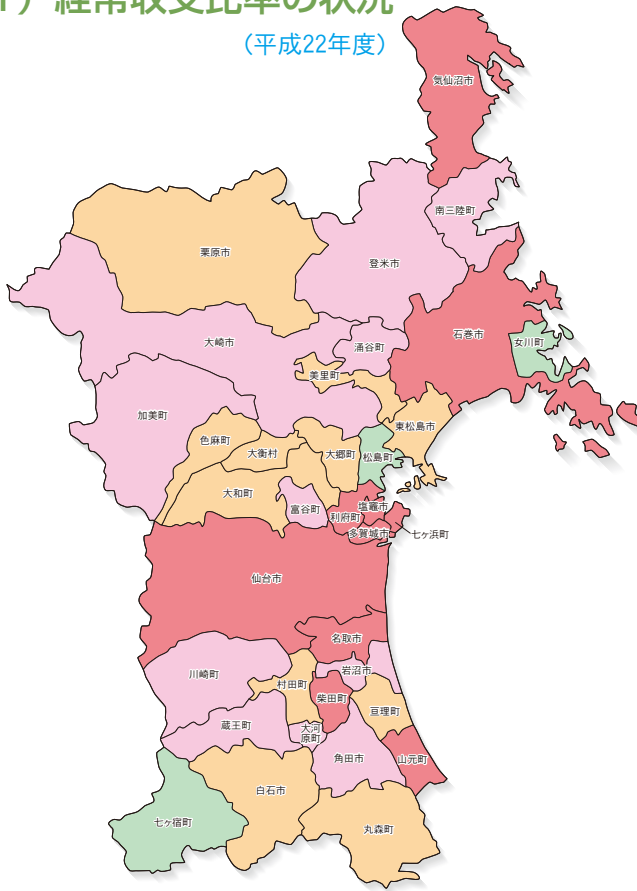
投資的経費の割合別団体数 (平成22年度)



4 財政構造

(1) 経常収支比率の状況

(平成22年度)



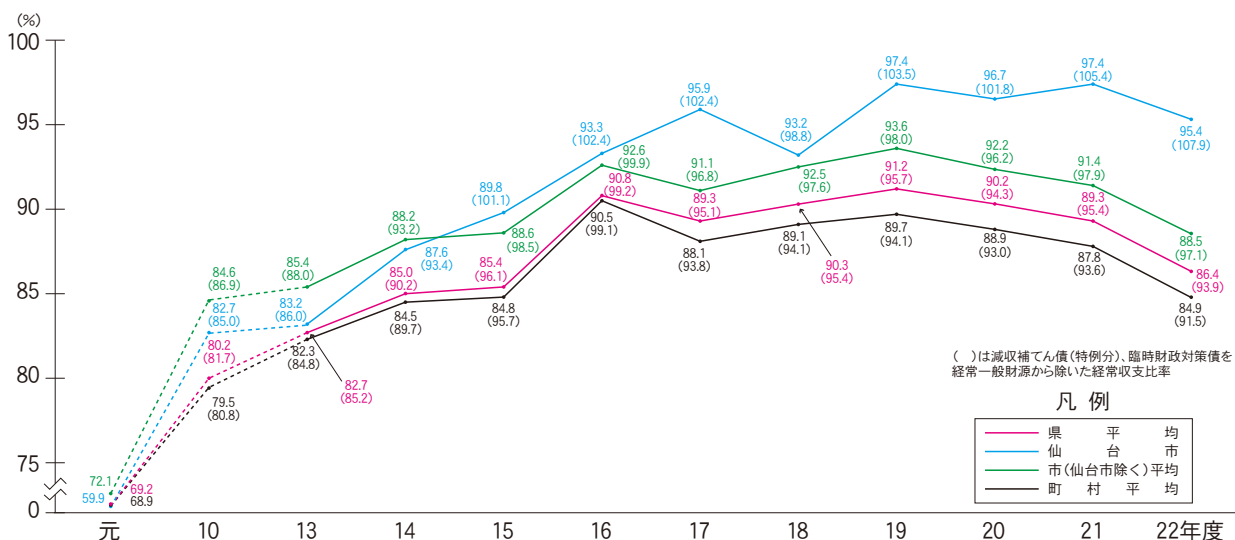
財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、単純平均では86.4%と前年度（89.3%）より2.9ポイント減少しました。加重平均でも90.6%と前年度（93.2%）より減少しましたが、依然として硬直的な財政状況が続いています。

また、段階的分布状況を見ると、90%以上が10団体、80%以上90%未満が22団体となっており、35団体のうち32団体が80%を超えています。

区分	団体系	団体数		
		市	町村	計
75%未満		0	0	0
75～80%未満		0	3	3
80～85%未満		3	8	11
85～90%未満		4	7	11
90%以上		6	4	10
計		13	22	35

※減収補てん債（特例分）・臨時財政対策債を経常一般財源に加えた経常収支比率

経常収支比率の推移（平均は単純平均）



()は減収補てん債(特例分)、臨時財政対策債を経常一般財源から除いた経常収支比率

凡例

県平均	市平均
仙台市平均	市(仙台市除く)平均
町村平均	

用語解説

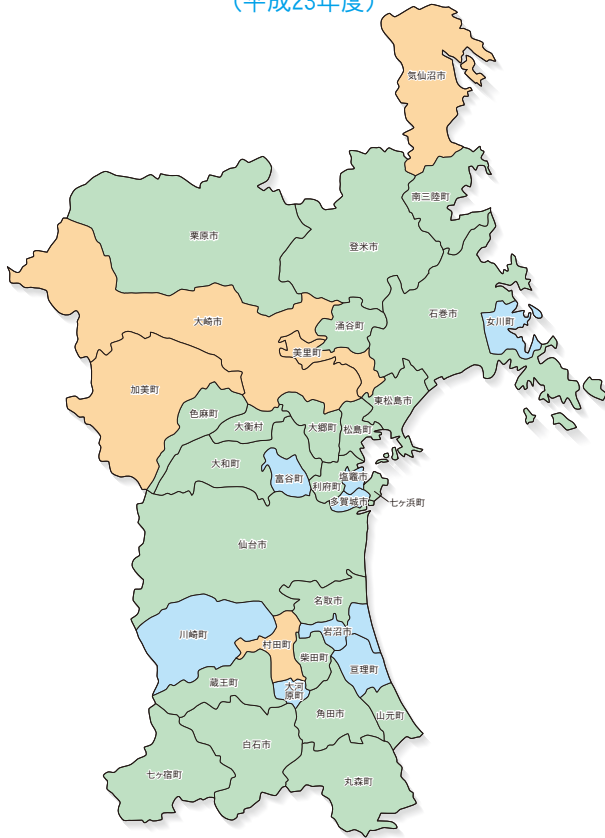
経常収支比率 地方公共団体の財政構造の弾力性を測定する比率として用いられ、地方税や普通交付税等の毎年度継続して入ってくる使い道の自由な収入（経常的一般財源）が、どれくらいの割合で人件費、扶助費、公債費等のように容易に削減することのできない経常的経費に充てられているかを数値として表したものであり、市にあっては80%、町村にあっては75%を超えると財政構造の弾力性を失いつつあると考えられています。

〔算式〕

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{歳出総額のうち経常的経費に充当した一般財源}}{\text{歳入総額のうち広義の経常的一般財源} + \text{減収補てん債特例分} + \text{臨時財政対策債}} \times 100$$

(2) 実質公債費比率の状況

(平成23年度)



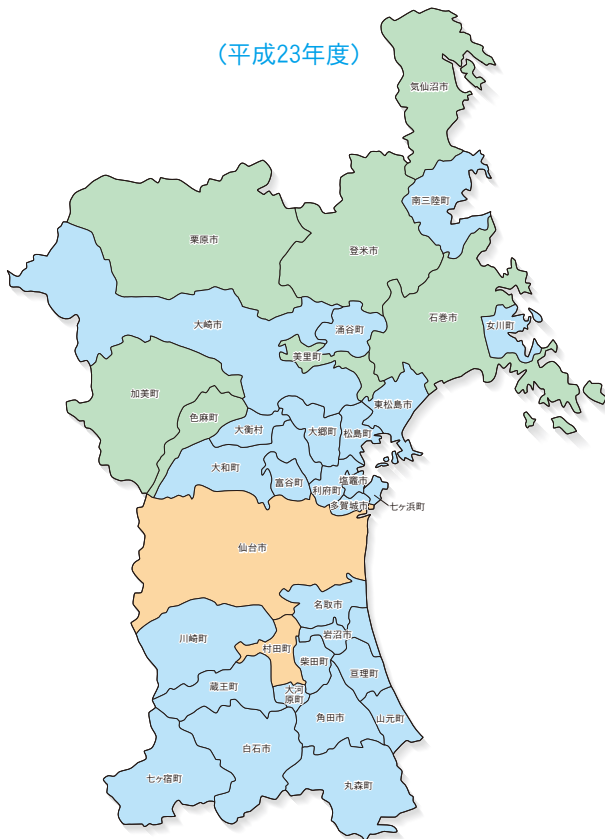
平成23年度の実質公債費比率（平成20～22年度の3ヶ年平均）は、単純平均で11.8%となり、前年度（12.5%）より、0.7ポイント減少しました。

起債許可団体となる18%以上の団体はありませんでした。

区 分	団体色	団体数		
		市	町村	計
10%未満	浅青	3	5	8
10～15%未満	緑	8	14	22
15～18%未満	オレンジ	2	3	5
18～25%未満	ピンク	0	0	0
25%以上	赤	0	0	0
計		13	22	35

(3) 将来負担比率の状況

(平成23年度)



平成23年度の将来負担比率は、単純平均で69.9%（前年度86.2%）、加重平均で107.6%（前年度124.0%）となりました。

なお、早期健全化基準を上回る団体はありませんでした。

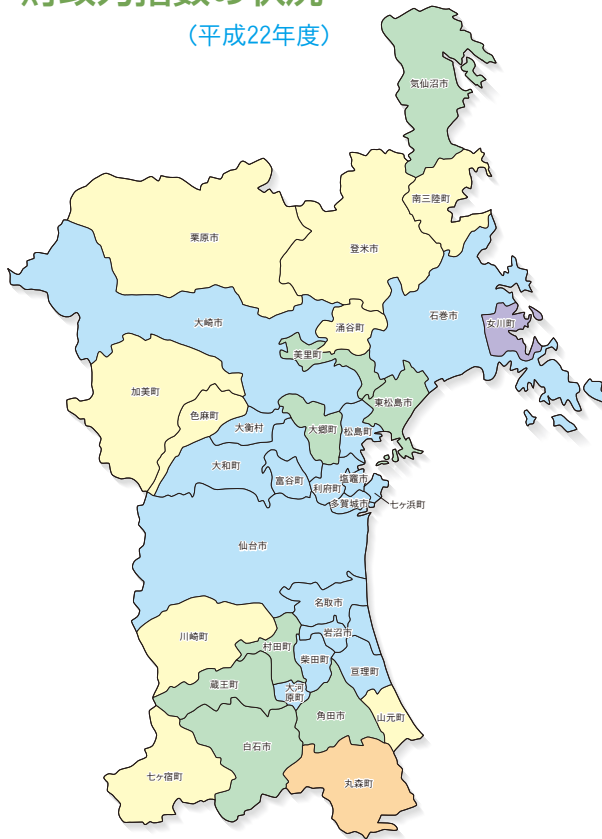
区 分	団体色	団体数		
		市	町村	計
100%未満	浅青	8	18	26
100～150%未満	緑	4	3	7
150～200%未満	オレンジ	1	1	2
200～350%未満	ピンク	0	0	0
350%以上	赤	0	0	0
計		13	22	35

用語解説

実質公債費比率、将来負担比率 P.25参照

(4) 財政力指数の状況

(平成22年度)



財政基盤の強さを示す指標である財政力指数(平成20~22年度の3ヶ年平均)は、単純平均で0.53(前年度0.55)、加重平均で0.64(前年度0.66)となりました。

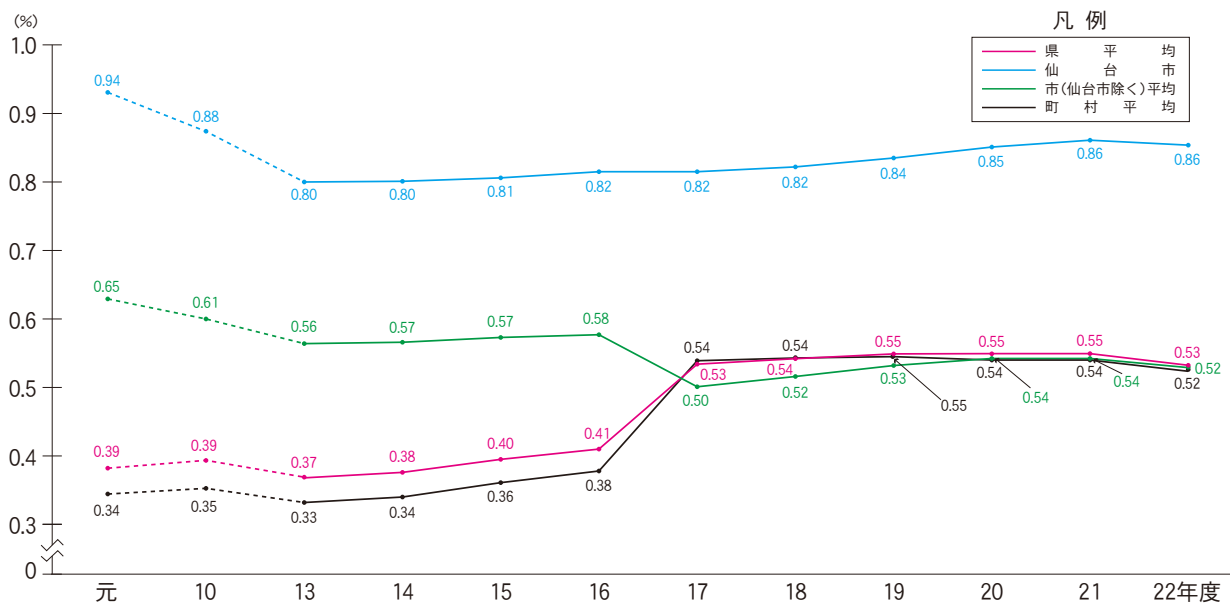
なお、地方交付税の不交付団体となる1.0以上の団体は、前年度と同様、女川町です。

区分	団体系色	団体数		
		市	町村	計
1.0以上	紫	0	1	1
0.5~1.0未満	青	7	9	16
0.4~0.5未満	緑	4	4	8
0.3~0.4未満	黄	2	7	9
0.2~0.3未満	橙	0	1	1
0.2未満	桃	0	0	0
計		13	22	35

※小数第2位までの数値により区分

財政力指数の推移

(3ヶ年の平均値) (平均は単純平均)



用語解説

財政力指数 基準財政収入額を基準財政需要額で割り出して得た数値の過去3ヶ年の平均値をいい、この数値が大きいほど財政力が強いとみることができます(基準財政収入額・基準財政需要額についてはP.8参照)。

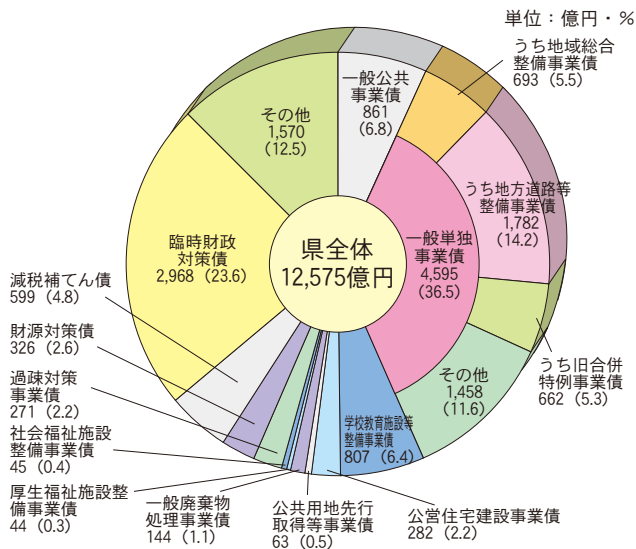
$$\text{〈算式〉} \quad \text{財政力指数(単年度)} = \frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}}$$

(5) 将来にわたる財政負担の推移

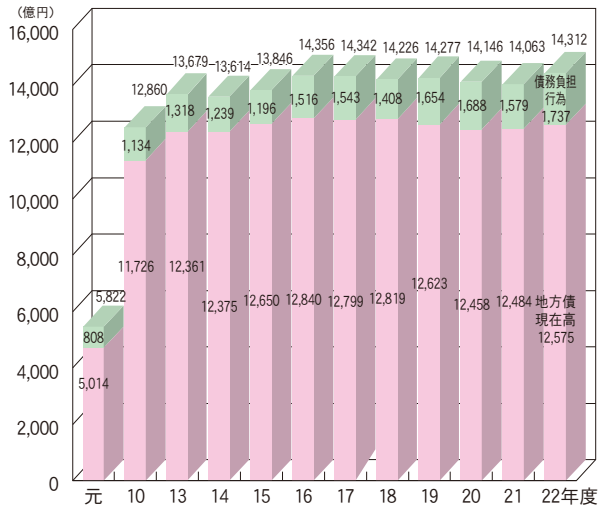
地方債の平成22年度末現在高は、臨時財政対策債の増加により1兆2,575.2億円（昨年度1兆2,483.7億円）となっており、多額の債務を抱えている状況です。

また、地方債現在高に、将来的に支出が伴う債務負担行為を加えると1兆4,311.9億円（前年度1兆4,062.7億円）となり、将来にわたる財政負担は前年度より増加しており、今後も財政構造の硬直化が懸念されます。

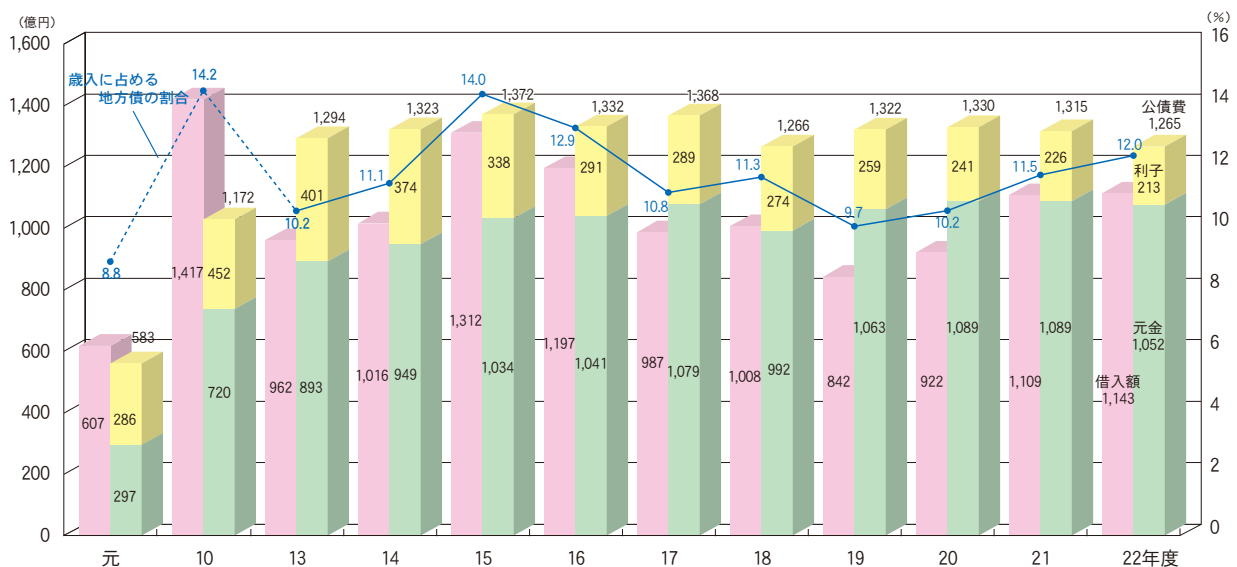
地方債現在高の状況
(平成22年度末現在高)



将来にわたる財政負担の推移



地方債の借入額と公債費の推移



用語解説

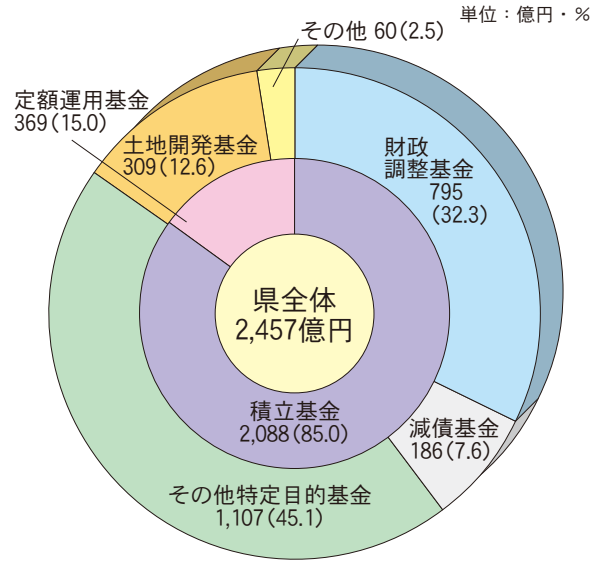
債務負担行為 歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、地方公共団体が債務を負担する行為につき、その行為の内容として定めておくものであり（地方自治法第214条）、将来の支出を伴うものです。

5 年度間の財源調整

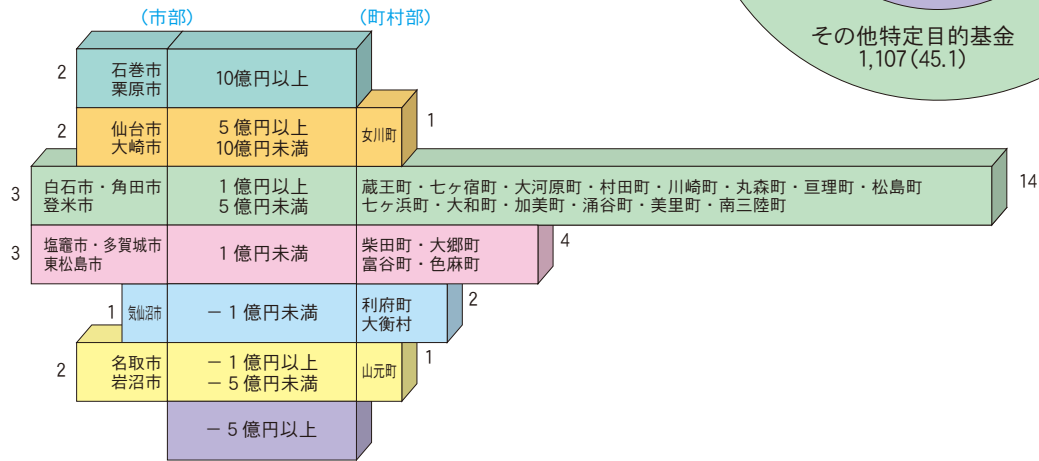
(1) 基金の状況

平成22年度末における積立金現在高は、県全体で2,088.0億円となり、前年度（1,980.5億円）と比較して107.5億円（5.4％）の増となりました。内訳については、財政調整基金が79.8億円（11.2％）、減債基金が33.7億円（22.1％）の増となったのに対し、その他特定目的基金は6.0億円（0.5％）の減となりました。

基金の状況（平成22年度）

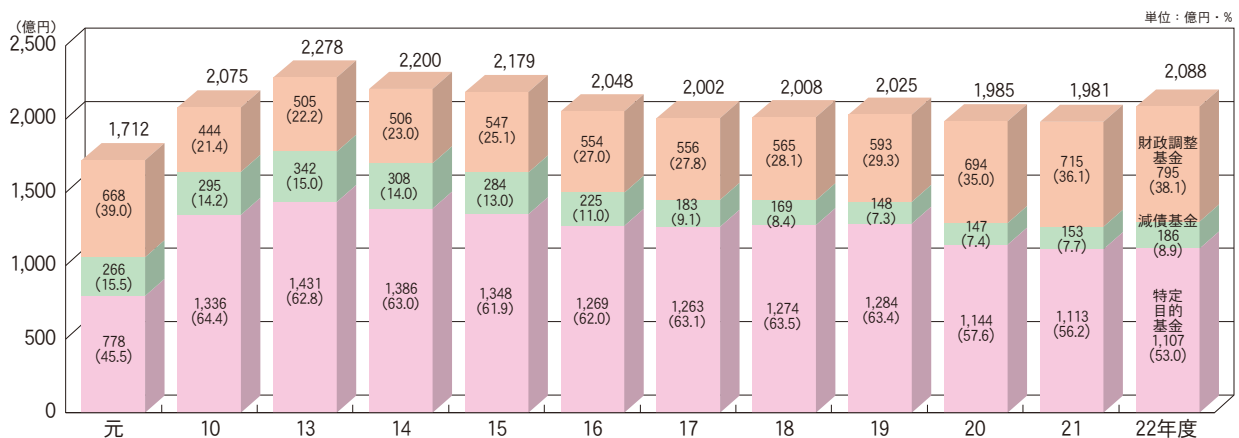


財政調整基金単年度積立額（平成22年度）



「平成22年度末現在高－平成21年度末現在高」による。

積立基金現在高の推移



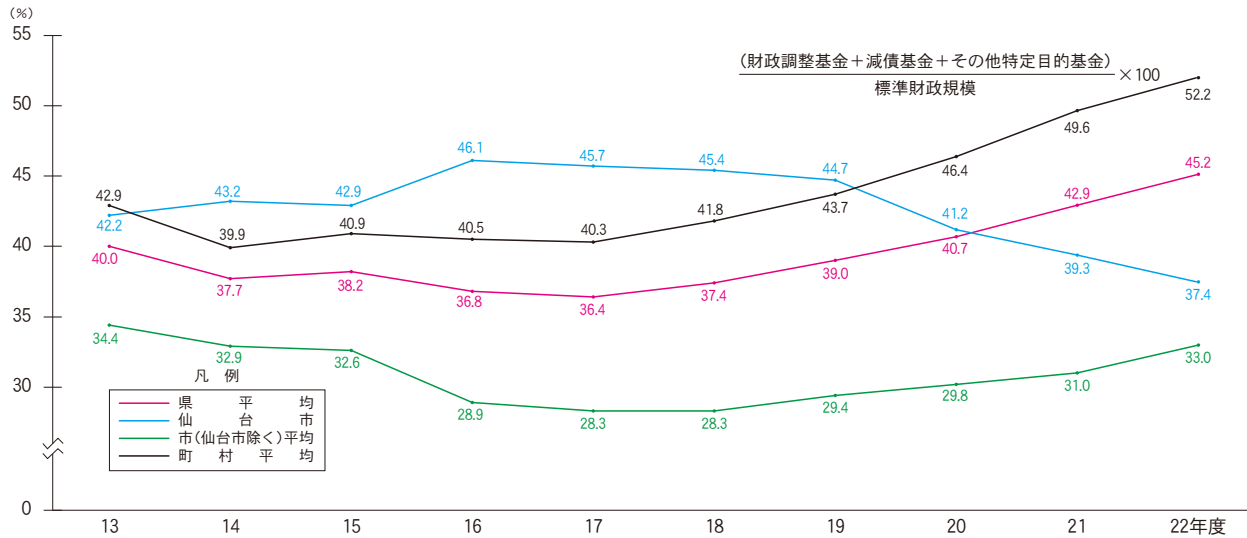
用語解説

基金 ある特定の目的のために財産を維持し基金を積み立てるため、又は定額の資金を運用するために設けられる基金のことをいいます。前者を積立基金、後者を定額運用基金といい、それぞれ地方公共団体が任意で設置することができますが、その設置は条例によることとされています。

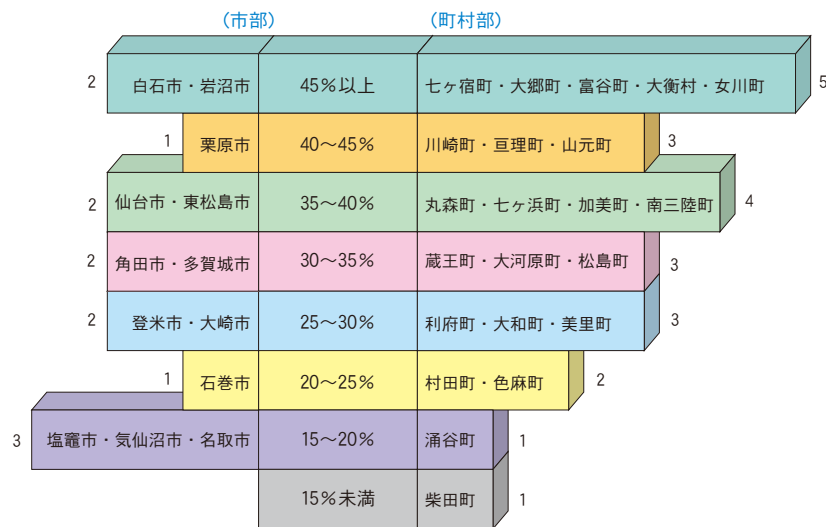
(2) 積立金現在高比率

一般財源に対して、どの程度積立金があるかを示す積立金現在高比率は、単純平均では45.2%となり、前年度（42.9%）より2.3ポイント上昇しております。将来の財政運営を見込んでの財政調整基金及び減債基金への積立が比率上昇の要因ですが、その他特定目的基金の積立が前年度より減少しており、依然として厳しい財政運営が続いていることが窺えます。

積立金現在高比率の推移（平均は単純平均）



積立金現在高比率別の団体数（平成22年度）



用語解説

財政調整基金 年度間の財源不足の不均衡を調整するために積み立てられる基金で、予期しない税収減や災害発生等の支出増加等への備えとなります。

減債基金 地方債の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられる基金で、繰上償還を行うときなどに取崩されます。

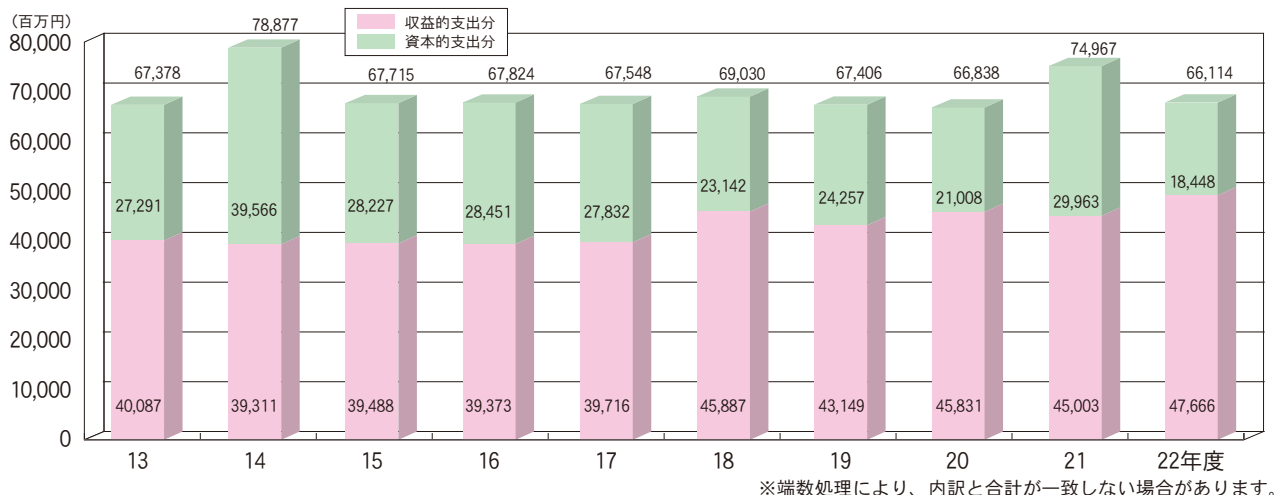
特定目的基金 特定の目的（高齢者福祉推進のための財源、文化センターの建設財源、スポーツ振興に資するための財源等）のための財産の維持又は資金の積立の性質を持つ基金です。この基金については、設置された目的のためでなければ処分することができません。

積立金現在高比率 地方公共団体の財政の安定性を判断する指標の一つで、高いほど将来に対する蓄えがあるということがいえます。

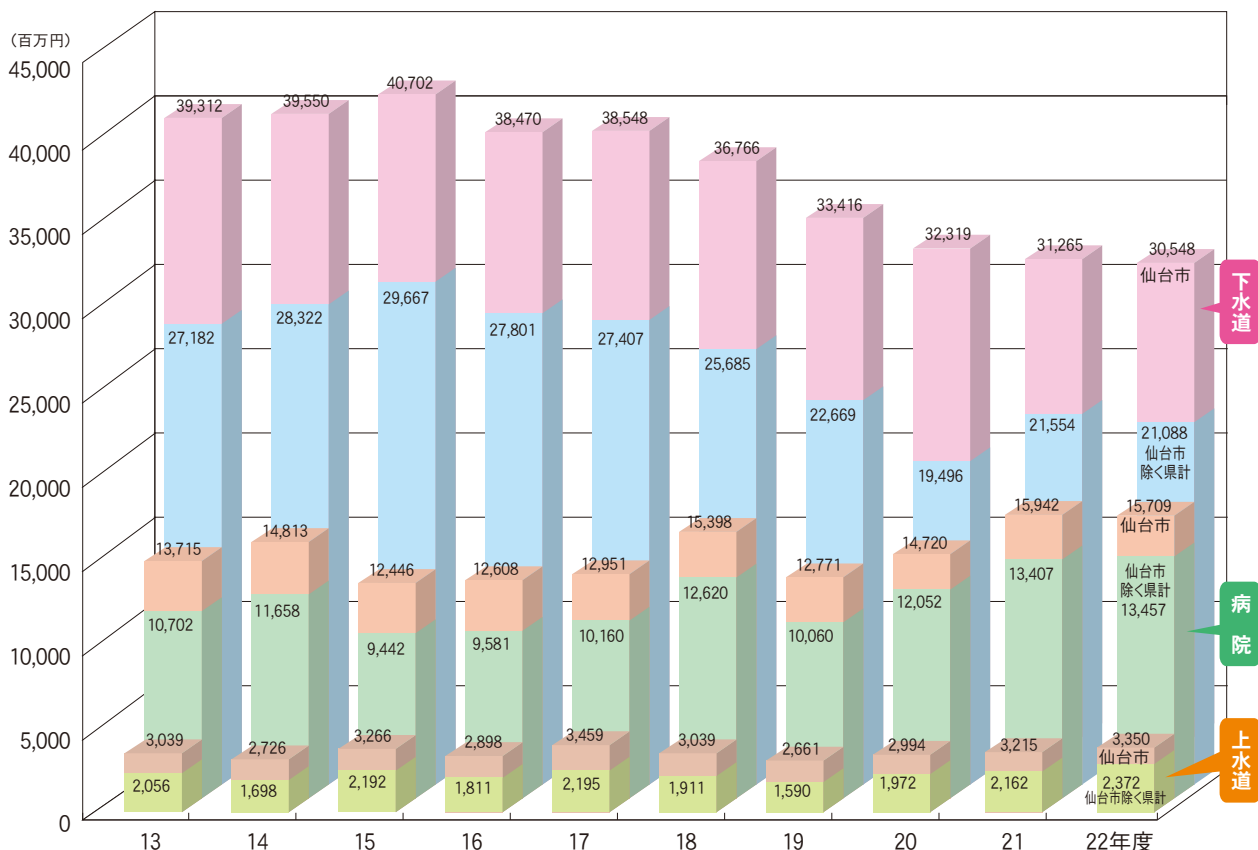
標準財政規模 地方公共団体の一般財源の標準的大きさを示すもので、実質収支比率、実質公債費比率、連結実質赤字比率、将来負担比率、経常収支比率などの基本的な財政指標や財政健全化指標の分母となるため、大きな意味を有しています。

公営企業会計の場合、経費の負担区分の原則等に基づいて一般会計等の他会計が負担すべき又は負担できる経費もありますが、これらの経費以外の経費は、独立採算性の原則により経営に伴う収入で賄うことが必要です。しかし、依然として多くの事業において他会計からの繰入金に依存した経営状況となっています。

他会計繰入金の推移



一般会計から主な公営企業会計に対する繰出金等の推移



用語解説

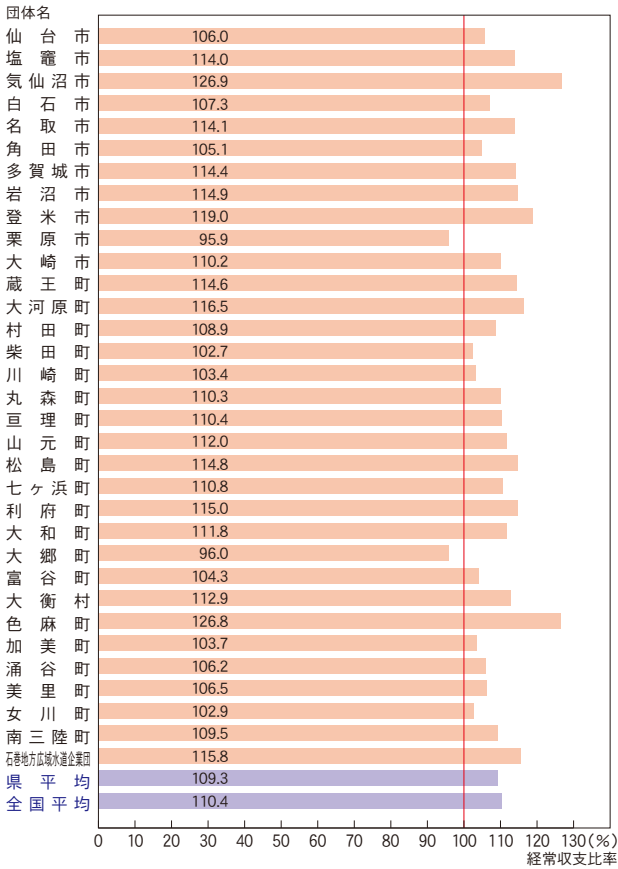
他会計繰入金 一般会計等から上下水道事業や病院事業等の公営企業会計に対して、料金収入で賄うことが適当ではない又は困難な経費、つまり、独立採算性になじまない経費に充てるための財源が繰入れられています。その繰入金額は、原則として、地方公営企業法の規定や毎年度総務省より示される通知を基準にしており、事業ごとに市町村が算定しています。

収益的支出 一年間の経営活動のために使われる人件費や物件費等の支出のことです。基本的に、サービス提供の対価としての収入（料金収入等）をもって充てられます。

資本的支出 建設工事や設備導入、企業債償還のための支出のことです。主に、企業債等の収入をもって充てられます。

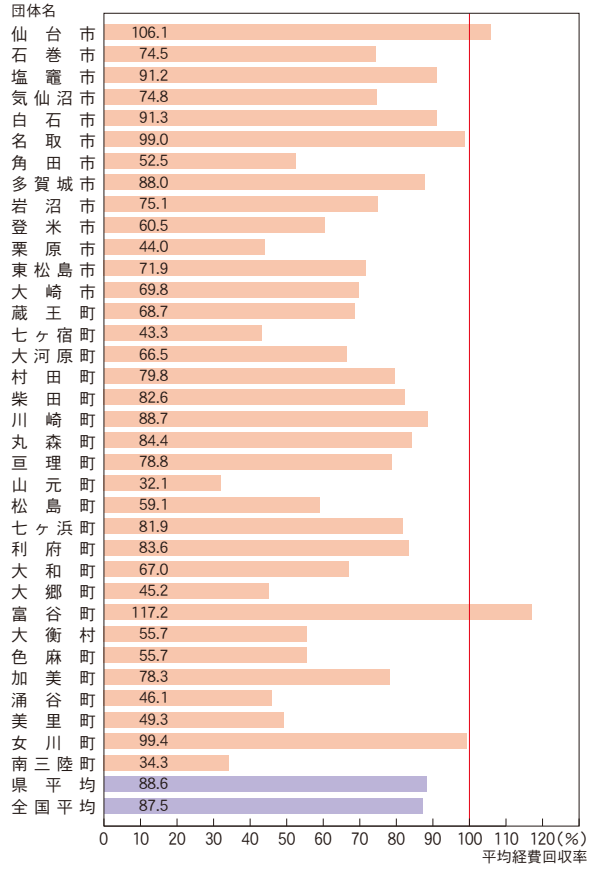
平成22年度決算に基づく経営指標

水道事業の経常収支比率 (上水道事業及び法適用簡易水道事業)



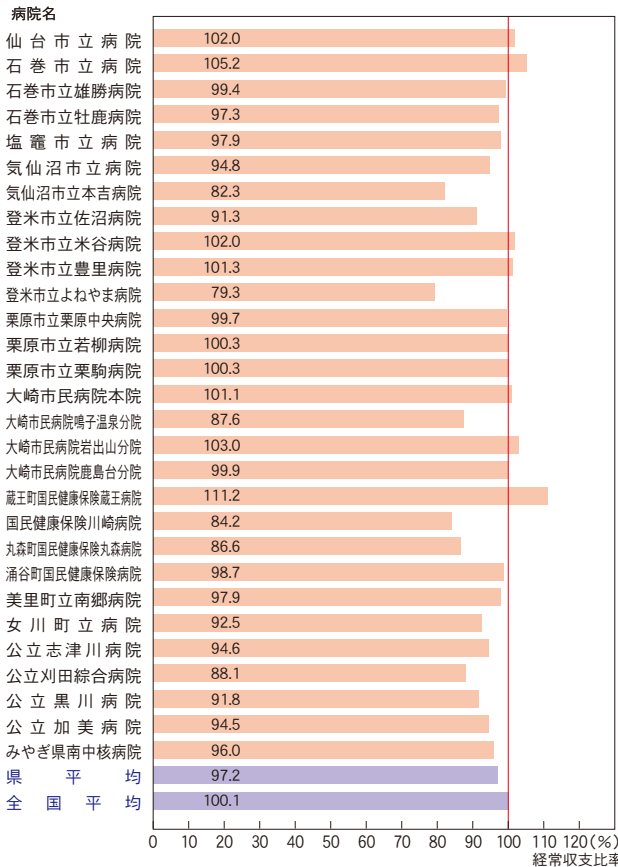
下水道事業の平均経費回収率

(1) 市町村別

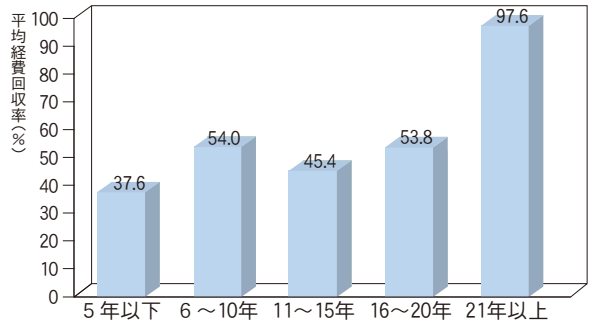


※東日本大震災の影響により、女川町漁業集落排水施設の値を除いています。

市町村立病院の経常収支比率



(2) 供用開始経過年数別



※東日本大震災の影響により、女川町漁業集落排水施設の値を除いています。

用語解説

経常収支比率 公営企業の分析に用いる指標の一つです。企業の経常的な活動における収益性を表し、100%で収支が均衡している状態であり、100%を切る場合は収益が費用を下回る状態です。

$$\frac{\text{経常収益} (= \text{営業収益} + \text{営業外収益})}{\text{経常費用} (= \text{営業費用} + \text{営業外費用})} \times 100$$

経費回収率 下水道事業の経営分析に用いる指標の一つで、汚水処理に要した経費(維持管理費及び資本費)に対して、どの程度料金収入で賄えているかを示したものです。一般的には供用開始から年数が経過すると加入者が増加するので、数値が高くなる傾向にあります。汚水処理の経費については、原則加入者からの料金収入によって賄うこととなっています。

$$\frac{\text{使用料単価} (= \text{料金収入} \div \text{年間有収水量})}{\text{汚水処理原価} (= (\text{維持管理費} + \text{資本費}) \div \text{年間有収水量})} \times 100$$

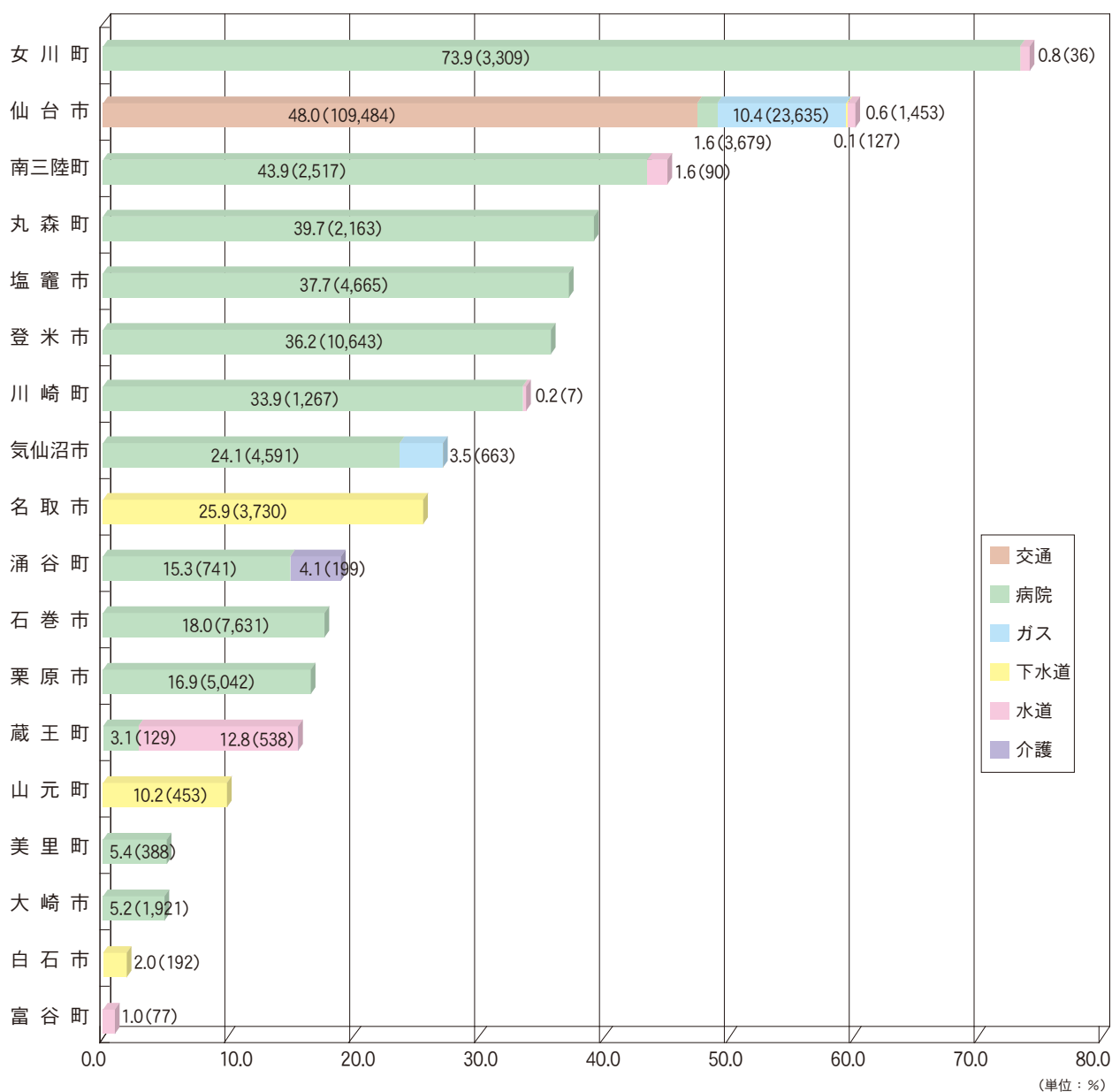
●標準財政規模に対する累積欠損金の割合

平成22年度末において、累積欠損金を有する事業（実質収支で赤字が生じた事業を含む。以下同じ。）は33事業（一部事務組合・企業団を除く。）で、累積欠損金の額は1,893.7億円に上ります。

事業別に見ると、病院事業が14事業と最も多く、下水道事業が8事業、水道事業が6事業、交通事業及びガス事業が各2事業、介護サービス事業が1事業となっています。

下記のグラフは、標準財政規模に対する累積欠損金の割合を表したのですが、累積欠損金の額は主に病院事業会計での増加が続いており、標準財政規模に占める割合も高くなっています。

標準財政規模に対する累積欠損金の割合



※1 一部事務組合・企業団除く
 ※2 ()内の数値は累積欠損金額(単位:百万円)

用語解説

累積欠損金 営業活動によって生じた各事業年度の欠損金（赤字）が累積したものをいいます。

第3章 地方公共団体財政健全化法

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、平成19年度決算分から、各市町村は健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4指標）及び各公営企業の資金不足比率を算定し、公表することとなりました。※算定式については裏表紙参照

平成22年度決算に基づく算定の結果、健全化判断比率が早期健全化基準以上となった市町村はありませんでした。

実質赤字比率（早期健全化基準 11.25～15%、財政再生基準 20%）

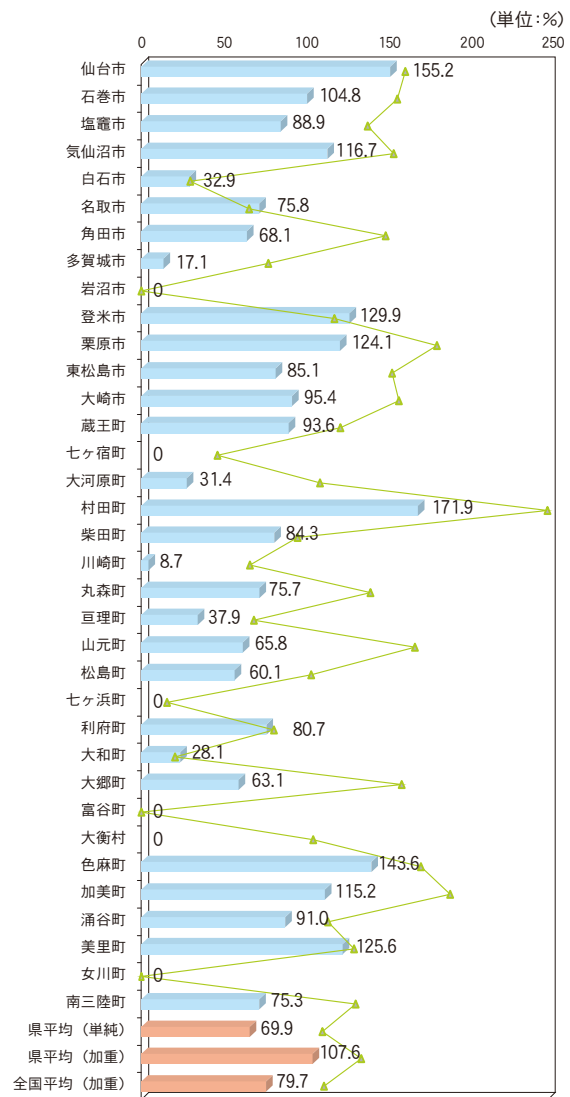
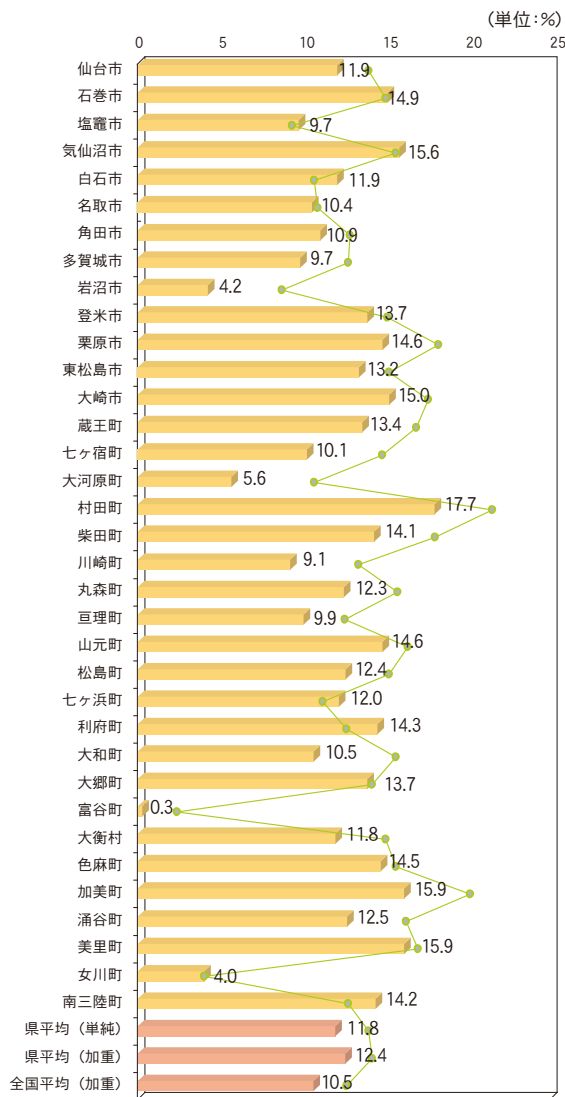
赤字団体はありませんでした。

連結実質赤字比率（早期健全化基準 16.25～20%、財政再生基準 30%※3年間経過措置あり）

赤字団体はありませんでした。

実質公債費比率 （早期健全化基準 25%、財政再生基準 35%）

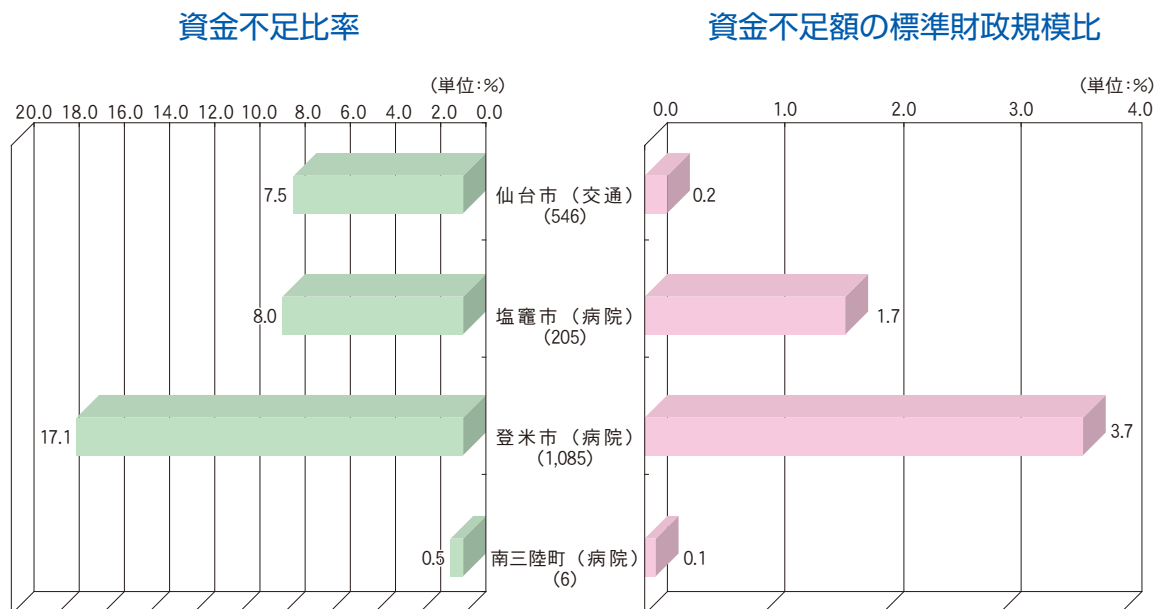
将来負担比率 （早期健全化基準 指定都市 400%、その他 350%）



※棒グラフ及び表内の数値は平成22年度数値、折れ線グラフが平成19年度数値を表しています。
 ※単純平均の算出に当たり、将来負担額が0以下の団体は、将来負担比率を0として計算しています。

資金不足比率（経営健全化基準 20%）

35市町村、5 一部事務組合（企業団）の158会計のうち、資金不足比率が経営健全化基準を上回った事業はありませんでした。なお、資金不足額があったのは4事業でしたが、このうち3事業が病院事業であり、資金不足額の大きさでも上位を占めています。



※団体名の下の数値は資金不足額（単位：百万円）

用語解説

地方公共団体の財政の健全化に関する法律 財政指標を整備してその公表の仕組みを設けるとともに、財政の早期健全化及び再生のための新たな制度を整備することを目的として制定された法律です。

実質赤字比率 一般会計等の実質収支（P.2 参照）の赤字額（実質赤字額）が標準財政規模に占める割合を表す比率です。

連結実質赤字比率 全会計の赤字額（「実質赤字額」と「資金不足額」の合計）が標準財政規模に占める割合を表す比率です。

実質公債費比率 「公営企業に対する一般会計繰出金」や「一部事務組合に対する負担金・補助金」などのうち公債費に充当されたもの等を含めた「実質的な公債費」に費やした一般財源の額が、標準財政規模を基本とした額に占める割合を表す比率です。

地方公共団体財政健全化法の実質公債費比率は、起債に許可を要する団体の判定に用いるために平成17年度決算分から算定している地方財政法の実質公債費比率と同じです。

将来負担比率 地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、「将来負担すべき実質的な負債」に充当すると見込まれる一般財源の額が、標準財政規模を基本とした額に占める割合を表す比率です。この比率が高い場合、将来の財政を圧迫する可能性が高くなります。

早期健全化基準 地方公共団体の財政状況が悪化した場合に、自主的かつ計画的に財政健全化を図るべき基準として、健全化判断比率の4指標それぞれについて定められた数値です。

財政再生基準 財政状況の著しい悪化により自主的な財政健全化が困難な状況において、計画的に財政健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率の3指標それぞれについて定められた数値です。

資金不足比率 公営企業会計ごとの「資金不足額」が事業の規模に占める割合を表す比率です。「資金不足額」は、地方公営企業法適用企業では1年以内に支払うべきもの（流動負債）の額が、1年以内に換金できるもの（流動資産）の額を超える場合、その額（不良債務）を基本に算定します。地方公営企業法非適用企業では、一般会計等の実質赤字額と同様に算定します。

経営健全化基準 地方公共団体が、自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準として、資金不足比率について定められた数値です。

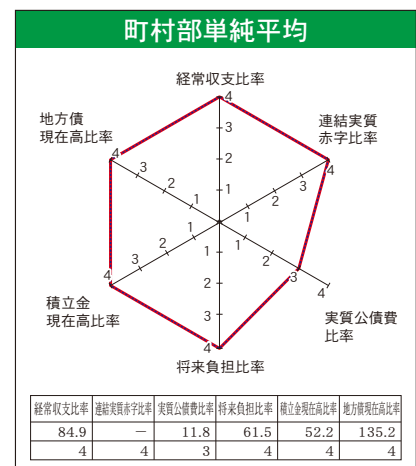
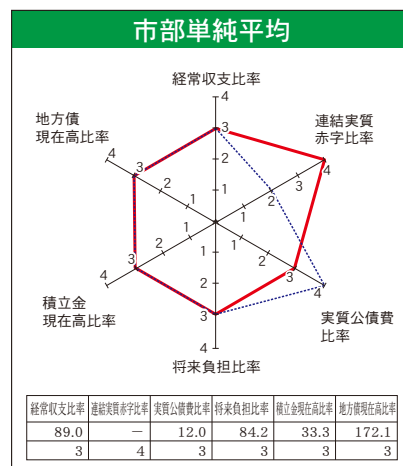
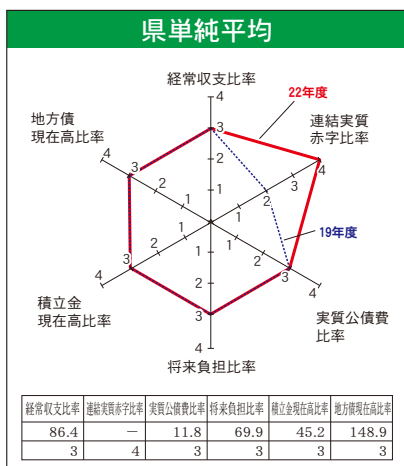
第2部 市町村ごとの財政指標

■市町村ごとの財政指標を利用するに当たって

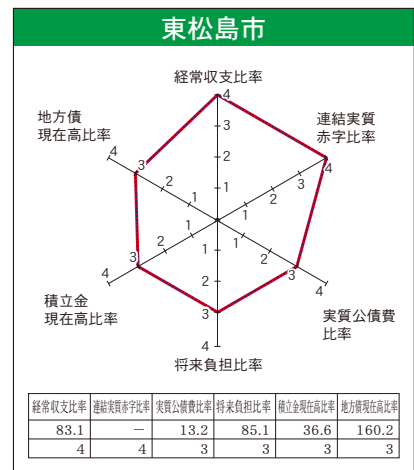
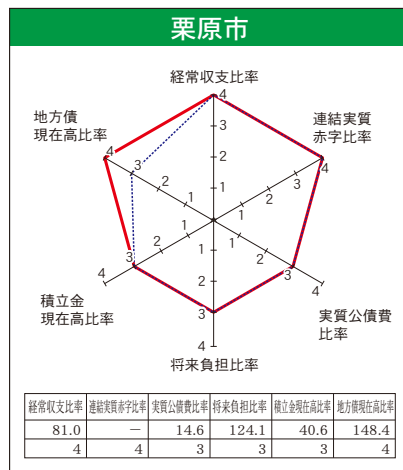
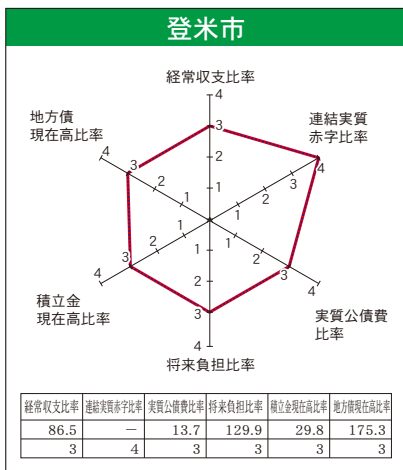
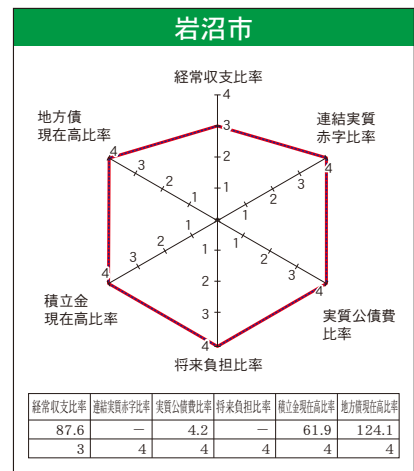
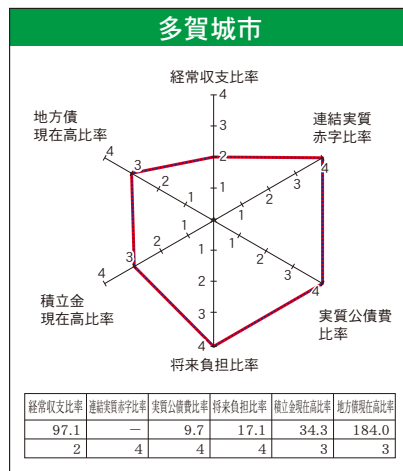
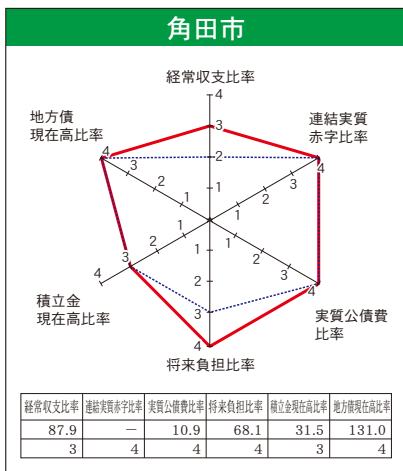
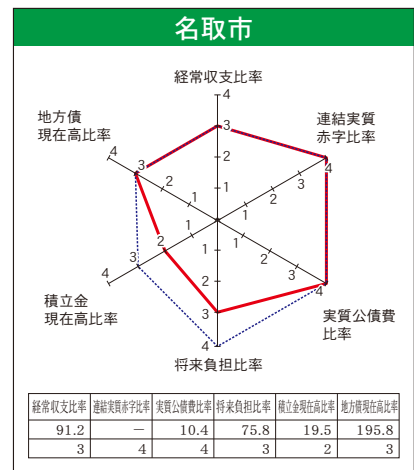
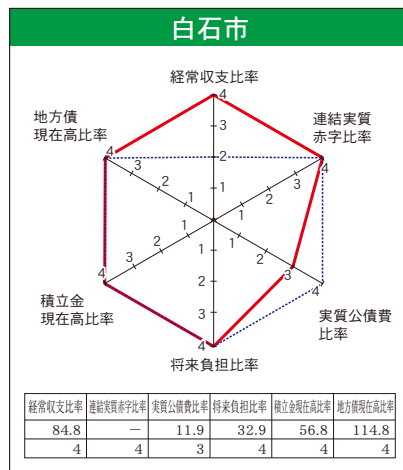
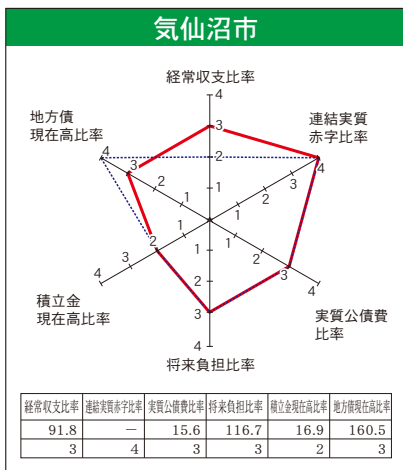
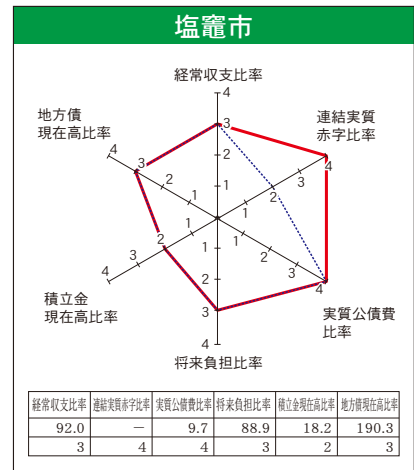
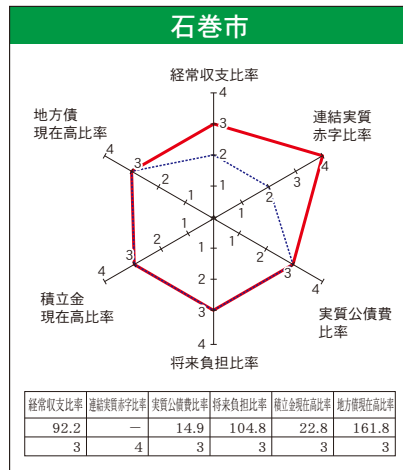
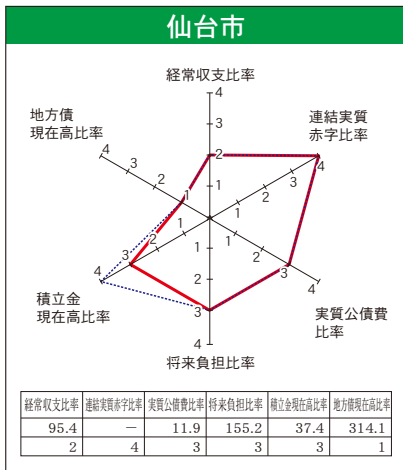
- (1) ここでは、市町村の財政状況を表す6種類の財政指標（①経常収支比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率、⑤積立金現在高比率、⑥地方債現在高比率）及び財政指標を4段階に分類したレーダーチャートを示しています。
- (2) 財政指標を見る場合、①経常収支比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率は市町村財政の現況を表すものとして、④将来負担比率は市町村財政の将来の姿を予測するものとして、⑤積立金現在高比率及び⑥地方債現在高比率は現時点及び将来にわたっての財源の蓄えと債務を表すものとして見てください。また、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率は普通会計のみならず、公営企業会計等も含めた財政指標であり、市町村の財政状況を全体的に捉えています。
- (3) レーダーチャートは、線が外にあるほど財政状況が良いことを表しています。ただし、大きな六角形ができていても、財政上の問題が何もないということにはなりません。

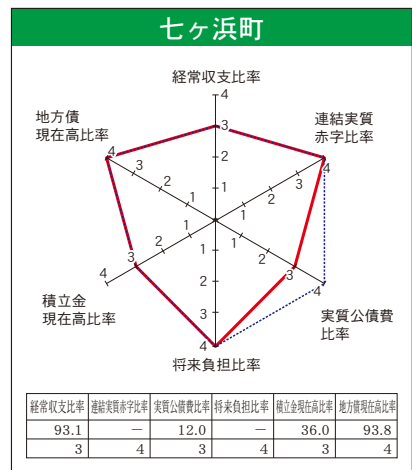
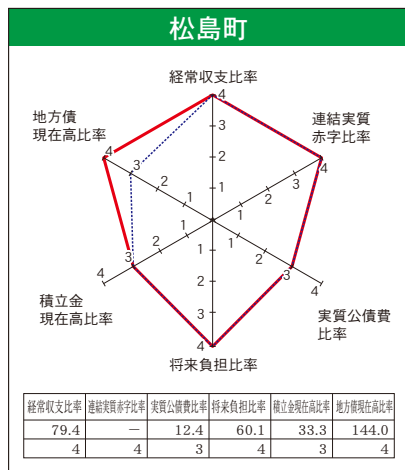
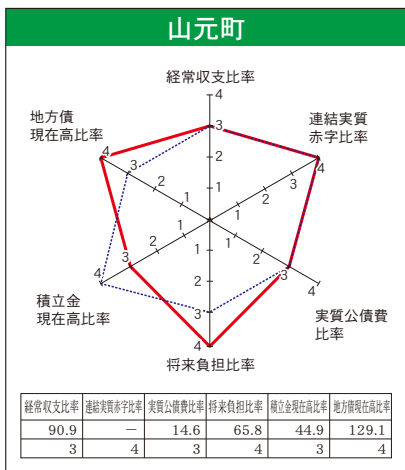
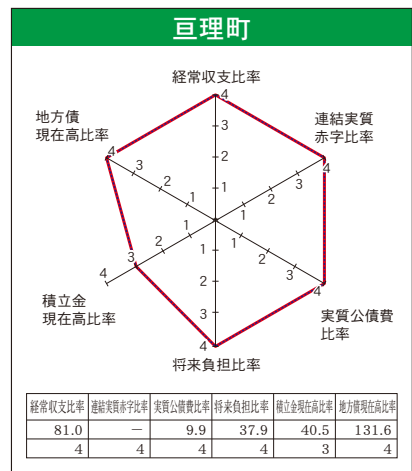
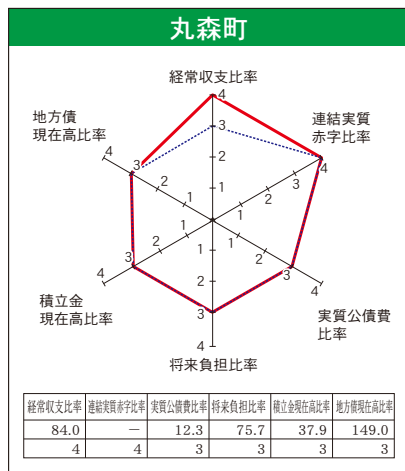
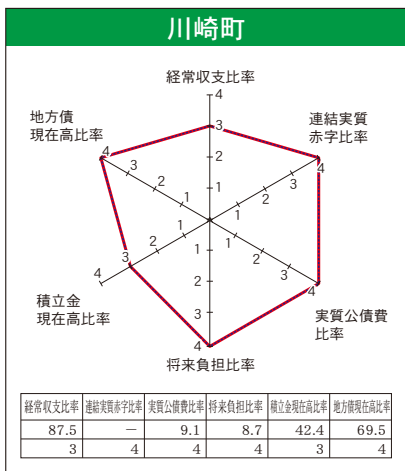
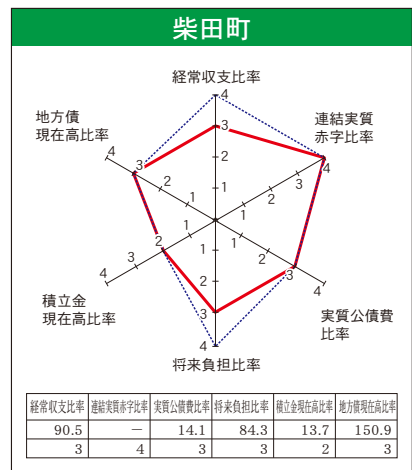
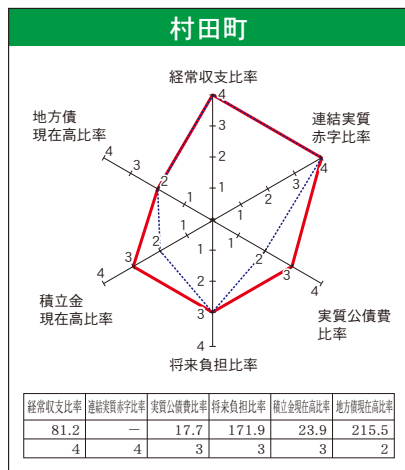
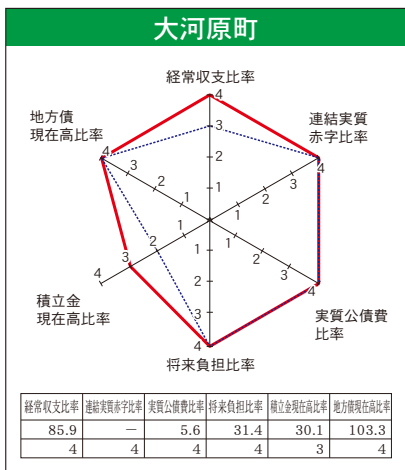
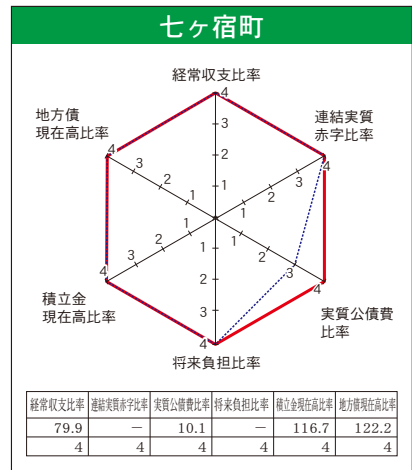
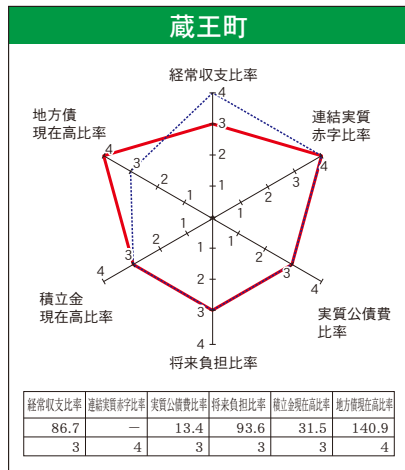
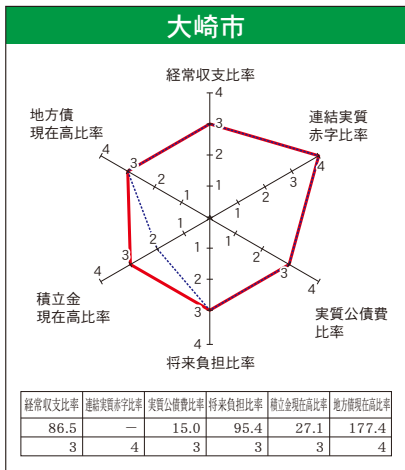
	4	3	2	1
経常収支比率	県単純平均 (86.4%) 未滿	県単純平均以上 95%未滿	95%以上100%未滿	100%以上
連結実質赤字比率	赤字が発生していない		早期健全化基準（団体によって異なる）未滿 の赤字が発生している	早期健全化基準以上
実質公債費比率	県単純平均 (11.8%) 未滿	県単純平均以上 18%未滿	18%以上早期健全化 基準（25%）未滿	早期健全化基準以上
将来負担比率	県単純平均 (69.9%) 未滿	県単純平均以上 300%未滿	300%以上早期健全化 基準（350%）未滿	早期健全化基準以上
積立金現在高比率	県単純平均 (45.2%) より大きい	県単純平均以下 22.6%より大きい	22.6%以下 5%より大きい	5%以下
地方債現在高比率	県単純平均 (148.9%) 未滿	県単純平均以上 200%未滿	200%以上300%未滿	300%以上

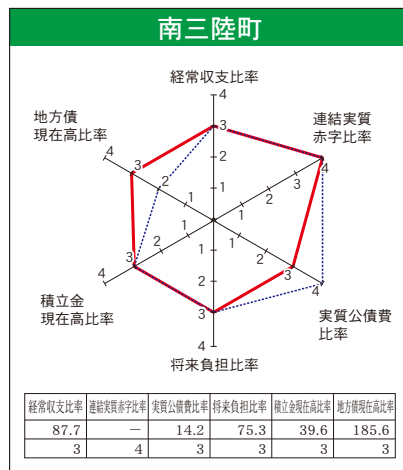
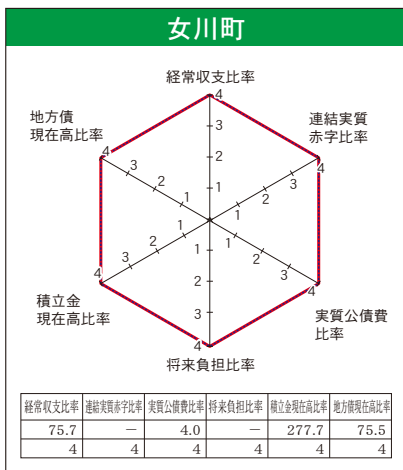
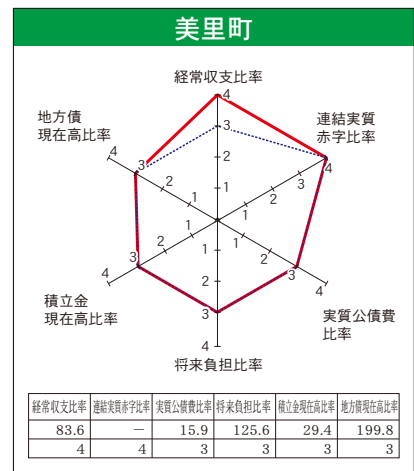
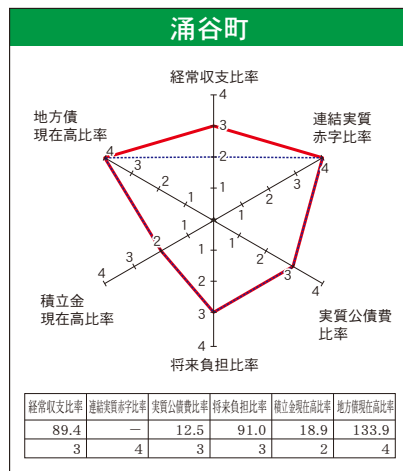
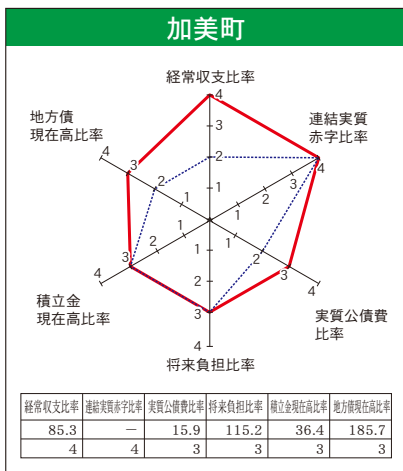
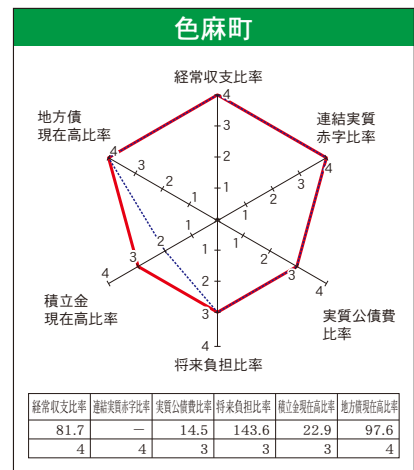
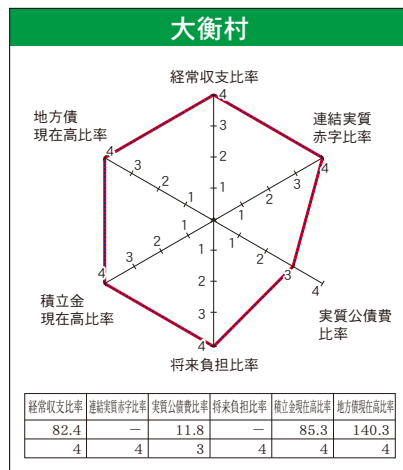
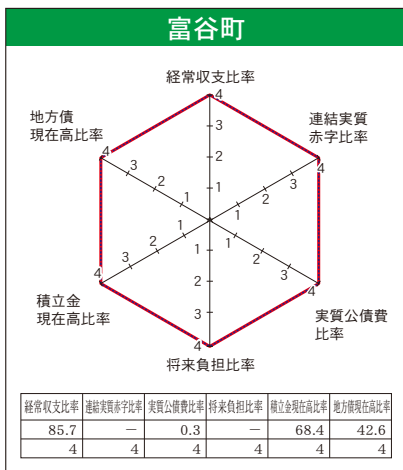
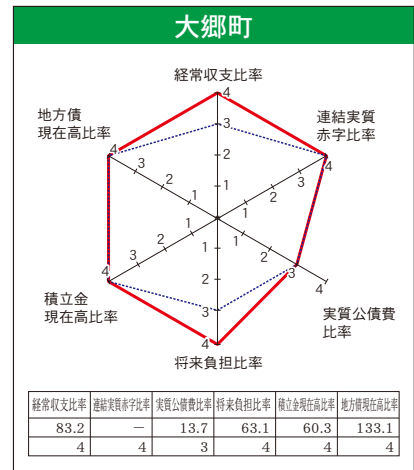
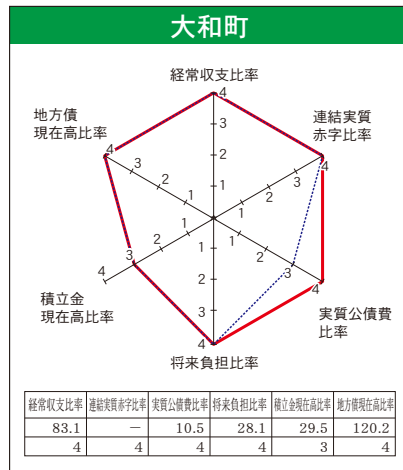
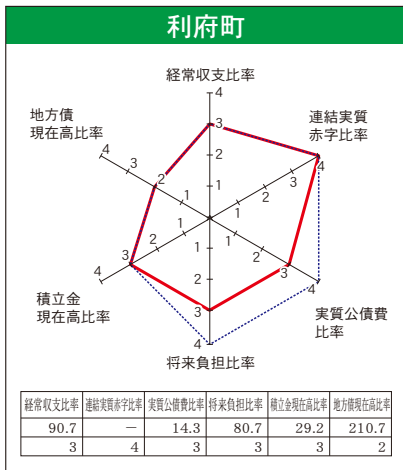
※22年度決算から起債制限比率を算定しなくなったため、地方債現在高比率を新たな指標として用いています。



※連結実質赤字額及び将来負担額がない場合は「—」と表記している。







健全化判断比率等算定式

市町村の場合	早期健全化基準	財政再生基準
○実質赤字比率	11.25～15% (標準財政規模に応じて)	20%
○連結実質赤字比率	16.25～20% (標準財政規模に応じて)	30% (3年間の経過措置有)
○実質公債費比率	25%	35%
○将来負担比率	350% (指定都市400%)	—
○資金不足比率(公営企業)	20% (経営健全化基準)	—

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

(趣旨) 一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

○実質赤字＝繰上充用額＋(支払繰延額＋事業繰越額)

- ・繰上充用額＝歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額
- ・支払繰延額＝実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額
- ・事業繰越額＝実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額(イ+ロ) - (ハ+ニ)}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

(趣旨) 全会計を対象とした実質赤字(又は資金不足額)の標準財政規模に対する比率

- イ 一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
- ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
- ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
- ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{(元利償還金+準元利償還金) - (特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}} \times 100 \text{の3ヶ年平均}$$

(趣旨) 一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

○準元利償還金の内容

- ① 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還をした場合の1年当たりの元金償還金相当額
- ② 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち公営企業債の償還に充てたと認められるもの
- ③ 一部事務組合等への負担金・補助金のうち、一部事務組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ④ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額 - (充当可能基金額+特定財源見込額+地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)}}{\text{標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}} \times 100$$

(趣旨) 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

○将来負担額の内容

- ① 一般会計等の地方債現在高
- ② 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費等に係るもの)
- ③ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
- ④ 当該団体が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- ⑤ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額
- ⑥ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ⑦ 連結実質赤字額
- ⑧ 一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち一般会計等の負担見込額

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{公営企業の事業規模}} \times 100$$

(趣旨) 公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率

○資金不足額

一般会計等の実質赤字に相当するものとして、公営企業会計ごとに算定した額

○事業の規模

料金収入など主たる営業活動から生じる営業収益等に相当する額



この冊子は800部作成し、一部当たりの印刷単価は295円です。

編集・発行 宮城県総務部市町村課
電話:022-211-2337
<http://www.pref.miyagi.jp/sichouson/>